

令和3年6月10日（木曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和3年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
10番	後藤	良郎	君	11番	菅野	良雄	君
12番	高橋	幸彦	君	13番	色川	晴夫	君
14番	阿部	幸夫	君				

欠席議員（1名）

9番	太齋	雅一	君
----	----	----	---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	安土	哲	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	太田	雄	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
総務課総務管理班長	相澤	光治	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	赤間	隆之	君

て

(提案説明)

- 〓 第14 議案第 36号 令和3年度松島町一般会計補正予算(第3号)について(提案説明)
- 〓 第15 議案第 37号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)
- 〓 第16 議案第 38号 令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)
- 〓 第17 議案第 39号 令和3年度松島町水道事業会計補正予算(第1号)について(提案説明)
- 〓 第18 議案第 40号 松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第19 議案第 41号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 〓 第20 議案第 42号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 〓 第21 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） ただいま出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。

-----さん外2名でございます。

9番太齋雅一議員、遅刻の届出がありましたので、お知らせいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番櫻井 靖議員、3番緑山市朗議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月10日から6月14日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可したいと思います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めておはようございます。

本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてご報告いたします。

5月7日より高齢者施設入所者への接種を開始し、5月12日からは75歳以上を対象とした集団接種を開始いたしました。6月6日現在で65歳以上の高齢者のうち、49.1%、2,749の方が1回目の接種を完了しております。まずは7月末までに65歳以上の高齢者への2回接種完了を目指してまいります。その他の対象者への接種につきましては、ワクチン供給状況を確認しながら順次実施を進め、希望する全ての方が安全にワクチン接種を受けていただけるよう努めてまいります。

認定こども園整備事業につきましては、4月26日に松島町社会福祉協議会が主催する認定こども園開設委員会が開催され、町の関係課職員も委員として参加し、分科会形式により今後の建設及び運営について具体的で詳細な検討を行うことで、さらなる事業の進捗を図ってまいります。

また、5月20日及び5月27日には、松島町認定こども園名称選定委員会が開催され、86名158点の応募の中から厳正なる選定の結果、「認定こども園松島めぶきの森」を最優秀候補と決定し、昨日発表されたところであります。

役場本庁舎敷地の契約更新に関する進捗につきましては、賃貸借の期間として令和5年度からの20年間、賃料につきましては現在と同額程度での再契約を土地所有者に要望しており、土地所有者からはおおむね了解を得ているところであります。今後、土地所有者と契約条件の詳細について協議を進め、内容がまとまり次第、改めてご報告させていただきます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が4件、専決処分の承認が3件、条例の一部改正が1件、令和3年度補正予算が4件、人事案件が3件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和3年3月3日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月3日に第1回松島町議会定例会を招集し、18日までの会期において令和3年度一般会計予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

3月11日には、東日本大震災から10年の節目を迎え、東日本大震災慰霊祈念碑前におきまして、震災で亡くなられた方々を思い、献花をいたしました。

3月22日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び事業者支援事業に関する一般会計補正予算の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

また、同日の議会全員協議会では、松島町長期総合計画後期基本計画の素案について報告させていただきました。

4月5日には、春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式が行われ、交通事故防止の徹底を図るため、町内全域に向けた交通安全広報活動を実施しました。

4月22日には、行政区長会議を開催し、本年度の主要事業等を説明し、様々な意見や要望等をいただいております。

4月27日、5月8日、5月28日には、新型コロナウイルス感染症対策に関する宮城県市町村長会議が開催され、まん延防止等重点措置の適用に伴う対応や解除後のリバウンド対策について、県知事と市町村長が情報共有を図り、意見交換を行いました。

また、ワクチン接種の加速化等について県の対応等が説明され、県内市町村の高齢者接種完了の見通しについて報告がありました。

5月31日には、仙台湾圏域大規模氾濫時の減災対策協議会及び仙台湾圏域流域治水協議会がウェブ会議で開催され、近年頻発している大規模な水害発生に伴い、被害の防止、軽減の対策に関する協議や情報共有を行いました。

最後に、5月21日に開催された宮城県町村会町村長会議におきまして、役員改選があり、宮城県町村会の会長に選出され、5月30日付で就任いたしました。任期につきましては、令和5年5月29日までの2年間です。この場をお借りしてご報告させていただきます。

次に、要望等でございますが、4月26日に東京電力福島第一原子力発電所の敷地内の多核種除去設備等処理水の海洋放出決定に関する特別要望書の提出を県町村会として行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、お手元に配付しております。概要を申し上げます。

1、出納検査・監査の報告については、令和3年3月23日、4月21日、5月20日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

2、請願・陳情・意見書等の処理については、記載の2件をそれぞれ処理いたしました。

3、会議等については、令和3年3月3日からの令和3年第1回松島町議会定例会を含めて総件数35件の各種会議、委員会、行事等がございました。詳細は記載のとおりとなります。

4、議会だよりの発行は、5月1日に「まつしま議会だより」第146号を発行されております。広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

5、委員会調査については、各常任委員会、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は各記載内容についてそれぞれ調査を行っていただいております。

議長の諸報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会の組合議員からの報告書の提出がありました。

令和3年3月定例会以降に開催されました組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会の2一部事務組合となっております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第2号 上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願について
(継続審査)

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、請願第2号上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、令和3年第1回松島町議会定例会で請願が提出され、総務経済常任委員会に付託をし、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。3番 緑山市朗委員長。

○総務経済常任委員会委員長（緑山市朗君） 審査報告を申し上げます。

総務経済常任委員会の緑山でございます。

お手元に報告書をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

読み上げさせていただきます。

1、付託事件。請願第2号上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願について。

2、調査期日。記載のとおり、3回開催しております。

3、出席委員。記載のとおりでございます。「出席を求めた者、請願者と町執行部」と書いてありますが、同席ではなく別々にいろいろご意見をいただきました。

まず、請願者ですが、上竹谷地区の秋保政勝氏、早川 渉氏、佐々木勝義氏でありました。それから、町執行部からは、総務課長、危機管理監、総務課環境防災班長ほかであります。

4、審査の結果。採択すべきものと決しました。

5、審査の経過と概要でございますが、本請願は令和3年2月17日付で松島町竹谷字弥勒堂の秋保政勝氏から松島町に対する上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願の提出を受け、同年3月3日の令和3年松島町議会第1回定例会本会議において当委員会に審査が付託されたものである。

審査に当たり、参考人として請願者及び町執行部の出席を要請し、意見の聴取、質疑応答を行い、内容の把握に努めた。

上竹谷地区はおおむね低地が多く、令和元年10月の台風19号襲来時には水田の冠水及び一部住宅への浸水被害に見舞われ、吉田川の越水も生じ、極めて危険な状況に陥った。同地区住民の水害による指定避難所は幡谷地区の松島第五小学校体育館のため、移動距離が長く不便であり、さらに高齢者、歩行困難者もあり、緊急時の避難移動は非常に困難を伴うと思われる。

また、町執行部においては、公共施設等総合管理計画の個別計画を作成するに当たり、優先順位を見定め、上竹谷地区と協議の上、検討していきたいとのことであった。

当委員会は、地区住民の想定できない被害時に対する不安や心配を考慮し、町の方針について慎重に審議し、表決を行った結果、賛成全員で採決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は採択すべきものとされておりますので、初めに本件に反対の方の発言を許します。討論参加、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。

委員長の報告は、採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。したがって、請願第2号上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願については、採択することに決定をいたしました。

日程第5 報告第1号 令和2年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、報告第1号令和2年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第1号令和2年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の庁舎外構整備事業につきましては、県事業である松島橋橋梁災害復旧工事との調整に時間を要したため、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年6月下旬までに完了見込みとなっております。

長期総合計画後期基本計画策定事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各種委員会等の中止または延期等により業務に遅延が生じたため、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年7月下旬までに完了見込みとなっております。

景観重点地区景観整備事業につきましては、補助対象店舗の工事が年度内での完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年6月下旬までに完了見込みとなっております。

復興支援定住促進事業につきましては、補助対象住宅の工事が年度内での完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年5月に完了しております。

松島海岸駅整備事業につきましては、補助対象である松島海岸駅バリアフリー設備整備工事が年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年3月下旬までに完了見込みとなっております。

4款衛生費1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、令和3年1月28日の国の第3次補正予算成立後の実施となったことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年9月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費2項道路橋梁費の舗装補修事業につきましては、入札不調による設計見直しに時間を要した上、令和3年1月28日の国の第3次補正予算成立による採択も重なり、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年12月下旬までに完了見込みとなっております。

橋梁維持事業につきましては、JRとの協議に時間を要したため、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年3月下旬までに完了見込みとなっております。

町道高城・松島線外3路線道路整備事業につきましては、工法の検討に時間を要した上、天候不良も重なり、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年5月に完了しております。

6項住宅費の宅地かさ上げ等事業につきましては、補助対象住宅の工事が年度内での完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年5月に完了しております。

10款教育費2項小学校費のGIGAスクールサポーター配置事業につきましては、教育用タ

ブレット納入時期が年度末となったことから、年度内での実施が見込めず繰り越した事業であり、令和3年5月に完了しております。

3項中学校費の中学校校舎水道管改修事業につきましては、中学校との調整により工事着手が年度末となったことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年6月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、松島大橋旧橋撤去工法の調査及び検討に時間を要したことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

1点。保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業ですか。これは国のほうの3次補正が年度末になったということで、当初から繰越しということは見越されていた事業になるわけですが、先ほど町長のほうからの諸般の報告を含めて、接種に対する今後の考え方ですね。その辺についてちょっとお伺いをしたいというふうに思うわけですが、7月末頃までには65歳以上の高齢者の接種を終わりたいというような話もあったかと思うんですが、この繰越しによって9月末までに全体の64歳以下も含めて接種完了という計画になっているようなんですが、1つはその中で計画の中に個別接種ということも入ってきておりますので、その個別接種の医師会等との協議も必要なんだろうということでは思っております。その辺の話合いの状況がどんなふうになっているのか、ひとつそこをお聞きしたいということと、それからもう一つ、今テレビなどでも盛んにニュースで流れているんですが、12歳以上の学童といいますか、生徒といいますか、この方々の接種に対する考え方をどんなふうに町としては進めようとしているのか、その辺についてお聞きをしたいと。

それから3つ目なんですが、3つ目はワクチンの供給体制ですね。これ、大分その供給もスムーズになってきているというふうには思っているんですが、現状はどうか、その実態についてお聞かせをいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員からいろいろ3点についてお話がありましたけれども、一応担当課長のほうで全て網羅しておりますので、現段階のことをご報告させたいというふうに思

います。

それから、今もう一つ、新聞等でもいろいろご覧になっているかと思いますが、60歳以下のワクチンについて国からの供給がスムーズに県のほうに入ってくるようにということで、県知事以下担当スタッフが今その対応に努めているところであって、それを早く我々のほうに示していただくと、もっと細かい、何歳までの方はこうしますよとか、集団接種もあるし個別接種もあるしとかと、そういった内容等ももっと明確にお話しできるのかなというふうに思います。

今現在の現段階の考えを担当課長のほうから答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まず、ご質問の1点目、医師会との話合いの現状についてということでお答えさせていただきます。

先日、2市3町の担当課長と医師会の会長と理事の先生方とちょうど話合い協議を持つ場を設けさせていただいたところです。医師会の会長のご意志としても、個別の医療機関での接種を早期にすべきだということで、地区全体で接種の加速を図るべきだというふうな考えをお持ちです。

また、松島町といたしましても、早めに医療機関の先生方と町内の先生方のご意見、ご意志を伺いたいということで、接種にいらした際にご意向を伺ってまいりまして、現在、町内の医療機関に出向きまして具体的にどのような方法で接種の予約ですとか、それから接種の対応人数、どのような人数かということで具体的に話合いをさせていただいております。

7月末には高齢者の集団接種が大方終了しますので、大体それ以降には集団接種と併用して個別の医療機関での接種が可能となるように医師会、それから町内の先生方の多大なご協力をいただきながら準備を進めさせていただこうと思います。

また、2点目の12歳以上の学童についての接種に対する考え方ということでございますが、これ、当初16歳以上、ファイザー社が行うということで年齢を16歳以上としていたところ、最近12歳から接種ができるというふうなことになっております。年齢が引き下がりますと、お子さん方の意思とともに保護者の方の意思ということも大変大きく影響してくるかと思いますが、町といたしましては国がファイザー社のワクチンを使う際に12歳以上を対象とするという考えがある以上、松島町は12歳以上を対象とするところですが、12歳からのそういった副反応の状況ですとか、そういったものはまだまだ示されていない中のそういった実施になりますので、国または県からの情報がありましたら、情報収集しながら、随時町民の方々

には周知をしながら慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目、ワクチンの供給体制につきましてということで、町長からも説明がございましたけれども、今までの供給の体制を見てみますと、町がV-S-Y-Sという国のワクチンの管理システムの中にきちんと計画をして実施をしていく予約の状況をきちんと入力し、そして要望のワクチンの数をきちんと申し込んでいけば、ある程度の供給が見込めるという実績がありますので、また、昨日、首相は10月から11月には希望する全ての国民が接種を受けられるようにするというふうにおっしゃっていましたので、町はそういった言葉を信じて計画をしていくしかないというふうに思っておりますので、淡々と速やかに接種ができるようにこれからも計画をしてまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりましたけれども、その供給体制の関係で言いますと、今まではそうすると町側のその予約関係とか、どれぐらいの方が大体来るかということが見越せると。その中身に基づいて要望すれば、その数がほぼ来ていたと。こういうふうに説明されたということだと思んですが、8月以降になりますと個別接種の関係も出てきますので、予約状況やなんかがなかなかつかめないということになりますよね。

そうしますと、がんと増えるのか、徐々にしか増えないのか、その辺は分からないんですが、国のほうなり県のほうからその供給はこういうふうにいけますよというのは出てこないものなのかどうか。多分、先ほどの町長のお話だと、その辺を出してもらおうようにということでの要望をしているということなのかなと思っては聞いたんですが、もう少しその辺の国、県との関わりでのこの供給の在り方というものの中身が分かれば教えてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私たちもその詳細が分かれば、どんなにか助かると思うんですけども、一切その詳細については分かりません。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先般、市町村長会議が開かれましたけれども、市町村長会議の中でもこのワクチンの供給について、60歳以下についての供給体制を組むのにこのスケジュールを各自治体でやっぱり早く組みたいと。それから、もう一つ出たのが、各自治体で担当されている職員についても、いついつまでに終わるんだということがないと、もう大分疲れてきていると、職員の方々も。また、それからその接種を行う医師側のほうもいつまでに終わるんだ

ろうかという。やはりこういったスケジュールを早く、もういついつまでには終わるというものを作成したいというのが、これは市長会も町村会も同じ意見でございまして、そういった意味でワクチンの供給がこういうふうに来ますよというのを早めに出してほしいというお話であります。

そのとき同時に話されたのが、仙台駅前で、今はちょっと場所が変わりましたが、ヨドバシカメラのところで集団接種をやりますよということでその日報告もされましたけれども、そういったことでとにかく県としてもコロナのワクチン接種については全体的にスピードアップをしたいという意識はあるので、そういったところに、ただ、意識だけを持っていてもワクチンがついてこない、そういったことはなかなか進まないということもあるので、多分これは早々にもう出てくるんだろうなというふうに思います。

今、国のほうはオリンピックだ、何だと、そのワクチンのことでいっぱい出ておりますので、こういったことについてのワクチンの供給について、日本にはいろいろな国からワクチンが入ってくるようになったようでありますので、早めに我々のほうに来るように。なお今後もそういう会議の場で県のほうに早く早くということでお示しをしていきたいというふうには思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 最後、個別接種の件なんですけれども、見通しとして我が町ではいつ頃からこの個別接種が可能になるのか、その辺の見通し、日程的にどのあたりというのがあれば、その辺、ちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 塩釜医師会の会長先生のご意見は、もう準備ができ次第すぐにでもというふうにおっしゃってございました。ただ、いろいろ周知の件ですとか予約の件がございまして、1週間後というわけにはいかないと思います。

ちなみに、町内の先生方はいずれも8月以降というふうなご意向でございました。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 1点だけお聞きしたいんですが、役場庁舎外構整備事業について、本年6月下旬まで完了見込みとなっておりますと提案理由書に書いてあるんですが、最終的にどのような形になるんですかね。今、車の出入り、うんと動線が複雑で非常に出入りしにくいんですけれども、門柱とかもできるのかどうか、最終的にどのようなようになるのか教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 6月末までの工程等については、担当課長から説明させます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 役場庁舎の外構整備につきましてですけれども、宮城県の工事、あと町の工事、併せまして実施しております。今現在の出入口の形が最終的な完成形という形になっておりまして、まだカラーコーンが立っておりますが、そのカラーコーンも最終的には外していければなということで考えております。

門柱につきましては、蛇腹のあのゲートを設置しておりますけれども、最終的な門柱は設置しない予定で、ほとんど今、完成形という形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） そうすると、国道から入ってきて、結局あの駐車場の中を適当に入っていくって、それで庁舎の真ん前の直線道路から国道に出ていくと。そういう形なんですか、結局。そういう形でしかないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 一般車につきましては、国道から入ってきまして左側に曲がって駐車場に入りますと。出口につきましては、やっぱり庁舎の前を通過して出る形ということで最終形という形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） そうすると、国道から入って必ず左折しなければいけないと。あのスタイルは変えないということなんですね。分かりました。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 2点伺わせていただきます。

まず1つは、松島海岸駅なんですけれども、ここの説明は令和4年3月下旬で完了の見込みと、このように記されております。実は私の一般質問、3月の一般質問におきまして「いつ完成なんですか」と、「いつ供用なんですか」という質問に対して、町長は「今年12月」とこうおっしゃいました。それで、ここには全部が完了するのが恐らく3月下旬だという、文面から見てね。

ということで、供用、改めて伺います。今の駅舎の中で駅舎を利用できるのは12月でよろしいのか、3月までずれ込むのか、どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） その工程等につきましては、一昨日、実は現場を私も視察してまいりまして、今の工事の進捗状況等々、工事関係者から説明を聞いておりますので、なお同行した担当課長のほうから答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 松島海岸駅の供用開始時期につきましては、3月の定例会でもご回答させていただいておりますが、今年度、今年の12月からということで新駅舎の供用を開始したいと考えております。

また、事業完成につきましては、供用開始後、仮駅舎の解体がありますので、そちらの完了をもって事業完了ということでございますので、それが令和4年3月ということで今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 分かりました。

次に、今野議員も質問いたしました、ワクチンのことについて質問させていただきます。

松島のワクチン接種、本当に評判がよくて、皆さんからよくぞ松島町、よくやってくれていると。非常に接種券も全部予定表もみんな何月何日、私、いつだよ、いつだよと、皆さんが本当に待ち望んで明るく、そして接種したときも会場に行ったときも、こんなに親切にしてくれて本当にありがたかったというお声が非常に多くあります。本当に誇らしいと思います。

ましてテレビでも全国放送になったという松島の接種状況、これは本当に松島のやっぱり行政に携わる一人としても非常にうれしく思っております。

そういう中で、ちょっとこの予定表、今日配られました。それで私が質問したいのは、今、松島町の感染がずっと感染者がないですね、幸いなことに。しかし、今、新型コロナウイルスの変異型が子供たちにもかなりうつっていると。こういう事例が発表されて、だから今野議員が12歳以上というような接種をどうするのかということを質問したと思うんですけども、私はたまたま今現在、松島はないんですけども、もし万が一、今の現在、新型コロナウイルスの変異型とか、何か大分9割ぐらいそういう患者さんが多いので、もし子供たちにクラスターとなって幼稚園、保育所、学校、そういうところに万一そういう発生をした場合、大変な状況になるなど、こう思っているんです。そういう中で、私はまず先生たちにも接種を早めていただきたいと。

今、65歳以上、私にも来ました。私は7月5日、町長も大体同じような状況になってくると思うんですけども、夏休み、どうしても個別接種ということで夏休み、8月という答弁がありましたんですけども、私、集団でも個別でもぜひクラスターを防ぐためにも、幼保、それから小学校、中学校、教育関係の人、それから役場職員、役場職員が大変な仕事をなさっているわけですよ。そういう人たちにも早くこの接種をやっていただきたいと。まして町長ですよ。町長にも早くやっていただきたい。町長がいなくなれば行政がストップするわけですから。副町長はいますけれども。まして町長は今度重責を担うわけでしょう。県町村会の会長になるんですから。そういうことで町長にはやっぱり早く打ってほしい。この間、名取の山田市長が危機管理上、私は打ちますと明言されて、テレビにも映ってやっていたけれども、ああ偉いなど、私はそういうことが大切だなというふうに思っております。

そういう中で、話が飛んでいますけれども、せめて夏休み期間中、先生たちには、私、早めに打ってほしい、年齢に達しなくたって。そういうお気持ちは、考えはおありでしょうか。どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これはうちのほうでもコロナワクチン接種のほうの担当チームをつくっておりますので、健康長寿の齊藤課長を中心に総務課の班長も入って、これまでいろいろ優先順位等々についてお話をされてここに来ています。

今、議員から言われたこの学校の先生とか、いろいろなお話が出ましたけれども、各自自治体でもやっぱりそういった優先順位についてはそのまち、そのまちの考え方でやって構わないというのが村井知事のほうのお話でございましたので、その中で取り入れてやっているということでもあります。ですから、小学校の先生方は早くとか、それから幼稚園、保育所を早くとか、いろいろなご意見を賜りましたけれども、そういったことも加味しながら今ここまで進めてきておりますので、それらのことについては後ほど、今、課長のほうから答弁させたいというふうに思います。

それから、子供たちを夏休み中にとか、こういったことについては今ちょっと答弁できないので、こういったことも今後検討はしなければならないのかなと。ただ、まだこれは一定に保たれていないのがこの全国的な話題で出てくると、例えば京都の伊根町は二千何百人ぐらいの町なんだけれども、もう高齢者の方々は全て終わってしまって、どんどんどんどん全ての方と言って学校の子供たちもと言って、やろうと思ったら、いろいろなところからお話が来て、本当に子供たちにそういったものを打って大丈夫なのかという、またそういう懸念

をされることもまだあるんだなというふうに思っておりますので、それらについても県のほうの医師会とか、そういった先生方がどのように整理されて我々のほうにまたご指導してくれるのか、そういった点については今後注視してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まずは、冒頭に色川議員のほうから職員に対するねぎらいのお言葉をいただいたこと、大変感謝いたします。今日は真っ先に帰ったら職員にそのことを伝えてこれから励みに、まだまだちょっと先は長そうなんですけれども頑張りたいと思います。

まず、幼稚園、保育所、先生方の接種についてですが、これまで私たちが集団接種をしていくとき、またはワクチンの管理をする上で一番現在も悩んでいるのが、余剰分が出たときだったんです。今ですと最大5人分の余剰が出るということがありまして、平均、連日二、三人ぐらいは出ます。そういった際に15分か20分ぐらいでどنگりまでお越しく下さいというような方々を募るのに大変苦労しまして、今まで何とかその接種券を手にかけている方々に対して連絡をして、主には民生委員さんですとか、近くの方ということでお声はかけさせていただいておりました。できればそういった接種券を持っている幼稚園・保育所教員の先生方と思ったんですが、実は受付時間が3時までということになりますと、仕事を抜けて来なければいけないということもありますし、それから2回目に接種する時期を慎重にしないと、次の日やまたその次の日に体調不良になった際に仕事を休まなければいけないということもありますので、なかなか集団でそういった職域の方々の接種をするというのは難しいなというところはございます。

ただ、今、色川議員のほうから幼保先生方へのちょっと早めのご検討をということでございましたので、町全体でその辺は検討させていただくようにちょっと話合いの土台にのせさせていただいて、例えば65歳以上、それから今後の集団接種の中で人数の余剰があるようなときには、ワクチンの余りではなく、少し住民枠とか、そういった枠を取りながらできないものかどうかというようなことも含めて検討させていただくようにちょっと今思った次第ですが、これは私の一存では何ともならないので、いろいろな職域については現場の先生方、職員の方々も含めましてご意見を聞きながら慎重に検討させていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今、答弁いただきまして、そういうことも恐らくお考えになっていると

思うんです、どのようにしたらと。ただ、そういうふう国民の中にはいろいろな考えを持っている方もいらっしゃいます。本当に公平性を第一番に考えるべきだろうということを高らかに言う人も、確かにそうだと思うんですけれども、しかしいろいろな現場現場で子供たちのこと、行政のこと、いろいろなことに携わっている人、その人がいなければ仕事ができない、生活ができない、学校教育もできないということもありますので、やっぱりその人たちには優先権というものを考えていただいて、一日も早く安心・安全とよく総理が言いますけれども、安心・安全の環境づくりに努めていただければありがたいなと、こう思っておりますので、ぜひぜひご検討していただけてください。よろしく申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第6 報告第2号 令和2年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、報告第2号令和2年度松島下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第2号令和2年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の松島浄化センター長寿命化改築事業につきましては、日本下水道事業団での工事発注に伴う設計見直しに時間を要したことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年9月下旬までに完了見込みとなっております

以上で下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 報告第3号 令和2年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、報告第3号令和2年度松島町水道事業会計予算繰越計算書に

ついてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第3号令和2年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の左坂配水池詳細設計業務委託につきましては、用地確認において地権者不明により時間を要し、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年9月下旬までに完了見込みとなっております。

また、松島町二子屋浄水場施設建設工事並びに施工監理業務委託につきましては、新型コロナウイルス感染症対応等による休工により遅れが生じ、工程調整し、繰り越した事業であり、令和3年9月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で水道事業会計の予算繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではございますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

この遅れたことについて、用地確認について地権者不明によりということでの理由になっているわけですが、もう少し具体的にどういう内容だったのかお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、水道事業所長より答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、お答え申し上げます。

今回の左坂の分の土地という部分でございます。当初、我々は左坂近傍で高さが取れる場所を探すべく、土地を候補したところでございます。そのときに対象となった土地の地権者が10名いらっしゃったところでございますが、実際のところ、その地権者のうち、相続とかそういったもの、全く手続が取られていなかったといった部分がございます、4名、そういった方々がいらっしゃいました。そういった方の同定をさせていただきまして、そちらのほうに時間を要したという部分でございます。

最終的には現在、購入させていただいた土地、現在の左坂配水池の町道向かいの約180メートル十文字側というところでございますが、1,663平米、こちらを購入させていただきまして、そちらの部分に関しましては地権者2名でございます、そちらの2名につきましては存命

で契約手続まで完了させていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっとよく分からなかったんだけど、そうしますと所有者が分からないところは諦めて、別なほうの土地を買ったということなんですか。ちょっと今の説明、よく分からなかったんですが。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 4名の方々、亡くなった方がほとんどでございまして、亡くなってしましまして登記とかのそういう手続をされていなかったという部分が一番多くて、そちらの方を全部、枝葉になっても数えていきますので、その方々を同定させていただきまして、当然うちのほうでも用地をある程度見つける場合については、中に入って測量するとか、そういう部分での承諾というのをもらわなければならないという部分がございますので、そちらのところやはり亡くなった方々に対しての土地を全部洗い出しまして、そちらに時間を要してしまったという形でございまして、最終的には現地に入らせていただいて確認を取った上で今の土地を購入させていただいて、一番優良な場所であるという形になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第8 報告第4号 令和2年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、報告第4号令和2年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第4号令和2年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

8款土木費5項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）につきましては、昨年度繰り越した事業で、信号機移設に係る交差点協議に時間を要したため、年度内完了が見込め

ず繰り越した事業であり、令和3年6月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 杉原です。

7月4日に開通式のご案内を議員全員に頂きました。私も出席はさせていただきたいと思うんですが、今現在、部分開通はしておりまして、交通量がその分ちょっと増えたのかなという思いがあります。一方、その分、美映の交差点でやっぱり一時停止しないで進入してくる車が、やはり私も2度ばかり事故を起こしそうになりまして、どうしてもそこ、「止まれ」が見にくいというのもあるのかと思いますけれども、ラインを引いてもらって少しは改善したのかなという思いはあるんですが、先日、磯崎区の役員会の中でもやっぱり話が出まして、やっぱりあそこは信号機の設置は必要じゃないかという話が出たんですけれども、以前何とかお話をさせていただいていたんですけれども、交通量の問題だったり、あると思うんですが、全線開通したときに大型とか、交通量がやはり増えると思う中で、現状、この信号設置、何か所かそういう候補はあるんですが、どういった話になっているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 根廻・磯崎線につきましては、信号の設置要望というものをしております。まず県道の部分、美映の丘の部分、運動公園のところの交差点、あと国道45号の交差点の部分の4か所について信号の設置要望を県警のほうにしているところでございます。

協議の中では当初も開通するときには全部つけていただくものということで考えてはいたんですけれども、警察のほうではそういうことではなくて、交通量を見ながらつけていきたいということでありました。当然、私どものほうでは必要であるということで、最初からつけてほしいということは要望は何回もしております。そういった形で交通量を確認しながらつけていくということで警察からは伺っているという状況です。

また、美映の丘の部分の交差点につきましては、当初、開通した当時は区画線が一部薄くなっているところがありまして、その辺のほうは引き直しをさせていただいて、現在のところはしっかり入っていると。あと、「止まれ」の標識等ですか、そちらのほうもしっかり設置しておりますので、様子を見ましてそれで足りないようであれば、何か補助的なものとかも警察と相談していきながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 既に看板とかが設置されたんですけれども、その下にラインとかを引いてなく、特に町外の方があそこに進入してくると、特に夜とか暗くて分からずに進入してくる方がやっぱり見受けられるので、交通量の問題があると思うんですが、それぞれ安全対策はしっかり行っていただいて、今後も信号機設置に向けて要望していただきたいという思いがありますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） せっきくの根廻・磯崎線の質疑がありましたので。今の美映の丘の交差点で今、建設課長が言ったように「止まれ」とか停止線とかだったんですが、「止まれ」のマークが、私も通っていたんですけれども、以前の大きさとか色とかとちょっと違うような感じがしたんですけれども、以前と何か変えたような感じで公安委員会のほうのしょうけれども、そのような感じがしたんですけれども、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 私もちょうと現地のほうを見させていただいたんですけれども、あれが今の基準という形なのかなというふうに思っておりましたので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 今、杉原議員も言ったように、ただでさえあの隅切りをして、昔でいう16米道路というところだったので、やっぱり普通、交通法規だと停止線で止まって、それですぐ出るんじゃないかと、もう一度本当は広い交差点は止まらなければいけないんだけど、運転手のほうの責任だとは思うんですけれども、やっぱり新しい根廻・磯崎線のほうが優先だと思うので、あの美映の丘とか、あっちのライスセンターとか、そっちのほうから来るところの本当にしっかり停止線というか、大きな停止の「止まれ」のマークをしていかないと、本当にいつか事故は起きるんじゃないかなという心配がありますので、その辺のまた啓発等を、先ほども言いましたけれども、月一度、磯崎の区会は役員会をやっていますので、それのときにでもまた、以前、総務課の危機管理監等にもちょっと来てもらって説明してもらっ

たりなんかしたこともあるので、ぜひ担当課のほうでも来てもらってもお話をしていただけ
たらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

ここで換気並びに消毒のため、休憩に入りたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第9 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町町税条例等の一部改正について）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第32号専決処分の承認を求めることについてを議題とい
たします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第32号松島町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、
同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、個人町民税の住宅ローン控除の拡充、固定資産税の特例措置
の3年間延長、また、軽自動車税の税率区分の見直し等について改正を行ったものでありま
す。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第32号専決処分の承認を求めることにつきましてご
説明させていただきます。

主な改正事項につきまして、条例に関する説明資料の1ページをお開き願ひしたいと思います。

なお、条例に関する説明資料につきましては、本則改正と附則改正がある税目があるため、

改正条項順ではなく各税目ごとに作成させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、第1条改正の1の個人町民税の第36条の3の2及び第36条の3の3、第53条の9の改正につきましては、給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族申告書、また、退職に係る退職所得申告書において、パソコンの画面で内容の確認ができ、その申告書を印刷できる場合は、電子提出に係る税務署長の承認を不要とするものでございます。

2ページをお開き願ひたいと思ひます。

附則第26条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅取得環境が厳しさを増す中、住宅投資を喚起するため、令和4年12月31日までの入居者に対しても所得税法における13年間の住宅ローン控除の適用延長措置に伴い、現行制度と同様に所得税から控除し切れない額を個人町民税から控除できるようにするものでございます。

次に、2の軽自動車税につきましてご説明申し上げます。

軽自動車税の主な改正事項につきましては、参考資料として6ページにまとめておりますので、6ページをお開き願ひたいと思ひます。

1の環境性能割（附則第15条の2関係）の改正につきましては、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減の特例措置期間を令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車を対象に9か月間延長するものでございます。

なお、参考といたしまして、現在の軽自動車税環境性能割の対象車の税率と臨時的軽減税率を記載しているところでございます。

2の種別割（附則第16条関係）の改正につきましては、グリーン化特例、いわゆる軽課の適用についてございまして、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車のみに限定し、適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長するものでございます。

具体的には、下の図のように平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得した場合、自家用、営業用の乗用車及び貨物車の全てがそれぞれの燃費基準等により軽減の適用となっておりましたが、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した軽自動車は太枠囲みの営業用乗用車のみが各燃費と基準により50%軽減、25%軽減になるところでございます。

なお、電気軽自動車等の75%軽減につきましては、自家用、営業用及び乗用車、貨物車別にかかわらず適用されるところでございます。

条例に関する説明資料の3ページにお戻り願ひたいと思ひます。

次に、3の固定資産税になりますが、附則第10条の2の改正につきましては、固定資産税の

軽減措置に関するものであり、第4項につきましては法附則第15条第27項第2号イに規定する経済産業省の補助を受けて取得した出力規模が1,000キロワット以上の太陽光発電設備の固定資産の課税標準について、新たに固定資産税が課される年度から3年分の特例措置について、わがまち特例として国が定める基準の4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下で町の条例で定める割合を4分の3とするものでございます。

なお、現時点において本町での該当はございません。

次に、第7項の説明に入らせていただきたいと思いますが、大変申し訳ございませんが、第7項の改正内容の2行目の中ほどにおいて、「雨水貯蓄浸透施設」ということで記載しておりますが、「雨水貯留」、いわゆる留める、とどまる、そちらの浸透施設ということで「雨水貯留浸透施設」の誤りでございます。訂正方、よろしくお願ひしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、第7項につきましてご説明させていただきます。

第7項につきましては、新設された法附則第15条の第46項に規定する特定都市河川浸水被害対策法または下水道法の規定により令和6年3月31日までに民間企業が取得、いわゆる設置等をした雨水貯留浸透施設に係る固定資産の課税標準について、新たに固定資産税が課される年度から3年度分の特例措置について、わがまち特例として国が定める基準の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下で町の条例で定める割合を3分の1とするものでございます。

なお、こちらにつきましても、現時点において本町での該当はございません。

附則第11条から4ページの附則第13条の改正につきましては、固定資産税の現行の仕組みの土地の負担調整措置を3年間延長する改正でございます。この負担調整措置とは、バブル期の地価上昇に市町村の評価が追いつかなかつたことなどにより、地域や土地間での評価額の上昇割合にもばらつきが生じ、これを是正するために平成6年度の評価替えから評価の均衡化などを目指して導入されたものであり、宅地の評価水準を地価公示価格の7割を目途に税負担の高い土地につきましては引上げまたは据置きをし、逆に価格に対して税負担が低い土地については緩やかに負担を引き上げていながら、税負担の均衡化を図るものでございます。

また、今回の改正の特例措置といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、4ページの附則第12条及び第13条の改正において、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地につい

て、令和2年度の税額に据え置く措置を講ずるものでございます。

次に、附則第15条の改正につきましては、特別土地保有税関係であり、固定資産税と同様の趣旨により改正するものであります。

なお、この特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正により課税停止となっているところでございます。

そのほかの改正につきましては、地方税法の改正に伴う特例適用期間の延長及び引用条文の条項ずれ、文言の整理等の改正を行ったものでございます。

次に、5ページの第2条の改正につきましては、令和2年9月議会定例会において可決していただいた町税条例の一部を改正する条例の施行期日前の改正であるため、松島町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例になるところでございます。改正内容につきましては、法人町民税に係る地方税法の改正に伴う引用条項のずれ等の改正を行ったものでございます。

次に、今回、条例附則第5条におきまして、松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部改正を併せて行っており、改正内容につきましては、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税法の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、期限を令和6年3月31日まで3年間延長する改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） それでは、今の説明書の3ページの固定資産税、太陽光発電が1,000キロワット以上というのは我が町にはないと、対象とするところはないということなんですけれども、非常に多くの太陽光発電が松島町にも目につくわけでありますが、当然対象にならないんですけれども、ちょっとこれ、関連で聞くんですけれども、ああいう太陽光発電、大体松島には何か所、上幡谷から根廻から、そういうのを合わせて何か所ぐらい、ざっと見てどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今ちょっと急に言われても数が分からないところがあるんですが、メガソーラー等に関しましては2か所というのは議員さん方もお分かりでしょう。ただ、それ以外の農業委員会関係でいろいろ許可を取ってやられているメガソーラー、それから農業委員

会を経由しないでやっているメガソーラー、これは農地以外にやっているところですけども、そういったところもあるので、これ、ちょっと時間をいただかないと何か所というのはすぐ出ないみたいなので、後でご報告させてください。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 急で大変申し訳ございませんでした。

そういうことで固定資産税ということになりますので、以前メガソーラー2か所から、ちょっと間違ったら申し訳ないんですけども、固定資産税、そういう税関係で1億円ぐらいの、全部稼働すればそのぐらいの税収が松島町に入ってくるのではないかというご答弁があったのかなど。間違ったら申し訳ないです。そういう中で、松島町にあるこの施設、太陽光発電から上がる固定資産税というのは現在どのぐらいあるわけなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほど町長も答弁したように、全体でのちょっと太陽光発電というものの個数とか、その辺、まだちょっと詳細にはあれなんですけど、大きいところですよやっぱり根廻とか幡谷という部分が令和3年度から課税されるということで、2つ合わせて1億円弱ぐらいということで、あと償却資産とかというのは毎年下がっていきますので、そういう年度によっては下がる部分と上がる部分ということになりますので、トータル的にはちょっと大変、今の段階で幾らということはお答えできなくて申し訳ないですが、後ほど調べましてご報告させていただければというふうに思います。

以上でございます。（「結構です」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第32号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

日程第10 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

(松島町都市計画税条例の一部改正について)

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第33号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第33号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、都市計画税の負担調整措置について、従来から固定資産税と同様の措置が講じられており、松島町町税条例等の一部を改正する条例で行われた固定資産税における措置と同様に、現行の土地の負担調整措置を3年間延長するためのものであります。

また、地方税法の改正により、本条例において引用する条項ずれ等について改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第33号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

日程第11 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度松島町一般会計補正予算(第2号))

○議長(阿部幸夫君) 日程第11、議案第34号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第34号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

令和3年度松島町一般会計補正予算(第2号)につきまして、令和3年4月7日付で専決処分を行ったところであります。

補正の内容につきましては、国の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の仙台市への適用に併せて実施される県内全域の営業時間短縮の要請に全面的に協力した飲食店等の事業者に対し、迅速かつ的確に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(阿部幸夫君) 太田産業観光課長。

○産業観光課長(太田 雄君) それでは、主要事業説明資料をお開き願います。

2款1項20目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費、補正予算事項別明細書は4ページになります。

補正額は2億5,336万円で、財源は県の補助金が交付される予定です。

事業概要に移ります。

対象施設は、食品衛生法上の営業許可を取得している接待を伴う飲食店と酒類を提供するカラオケ店などを含む飲食店です。

要請期間は、従前分が令和3年4月5日午後9時から5月6日午前5時まで、延長分が同年5月6日午後9時から5月12日午前5時までになっております。

なお、要請内容は、午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面協力となります。

支給額は、従前分で日額4万円に31日分を乗じて1店舗当たり124万円、延長分で日額2万円に6日間を乗じて1店舗当たり12万円。なお、従前分と延長分を合わせて、全日協力していただければ136万円となります。

申請期間は、令和3年5月12日から6月30日まで。

1つ飛びまして、6番の財源は県補助金10分の10ですが、事務費は除かれます。

7番の主な補正内容では、事業費を説明申し上げます。補助金は2億5,296万円です。積算根拠は、想定件数204件に従前分の支給額124万円を乗じたものです。この204件は、町内で飲食店営業許可などを有する事業者全てを計上しております。

また、要請期間の延長はこの専決以降に決定されたことから、延長分の協力金は計上しておりませんが、巡回等の実態調査で対象施設は想定の6割以内と推察しておりますことから、予算の範囲内に収まるものと考えております。

なお、6月9日現在で申請された店舗数は56件です。

次に、続いての資料、松島町感染症拡大防止協力金の案内をご覧ください。

ここでは2の交付要件を説明いたします。交付要件は、次の①から⑨全ての要件を満たす必要があります。①では従来の営業時間が午後9時以降も営業していたこと、②では令和3年4月4日以前から対象施設を運営していること、③が申請時点で対象施設を継続していること、④で午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に協力していること、⑤番で県が発行する「新型コロナウイルス対策実施中」ポスターを取得及び掲示していることなどになります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） すみません。今回このまん延防止に沿って1日4万円、それから追加になったもので2万円と。136万円。非常にこの対象になったお店の方には営業できない苦しさ、でもこのように136万円という本当に大変なお金ですね。これも対象になると、支給されるということで、「こればかりか」と言う人と「非常にありがたかった」と言う人も非常にいらっしやいます。本当に「ありがたい」と言う方が多く、特に松島はそんなに大きいお店はないものですから、対象になった人は非常にありがたいなというふうに私も思っております。

そういう中で、想定件数が204件になりました。それで、申請がまだ56件しかない。それで私、ちょっと計算してみたら、この2億5,200万円というのは186件分なんですね。60%想定でこういうふうになったということなんでしょうけれども……（「違う違う、124万円掛ける……」の声あり）124万円掛ける……、いやいや、違うの。204件掛ける136万円ということになりますと……（「違う違う」の声あり）違うの。すみません。

では、この辺、ちょっと飛ばしますけれども、56件しかまだ申請されていないと。申請されていない方、そういうことで対象になる人が、この56件しかないんですけれども、事前申請

ですから、申請されたものは申請してくださいということは言えないと思いますけれども、その辺、申請されていない方の事情とか、そういうものは把握されていますか。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） ちょっと前段にお話し申し上げますと、私自身、町内のお店には大分足しげく通った覚えがありまして、ほぼほぼの事業形態等は理解していたつもりなんですけれども、近年は新しいお店も増えて、なおかつ営業の向上ということで今までお酒も出していないところもお酒を提供する、あるいは時間営業を行うということで、担当のほうからは実態調査を兼ねてみないとよく分からないと。あと、あるいは申請してもらわないと分からないということもありまして、今回、営業許可を持っている204店舗全て計上させてもらったわけですが、今現在、申請56件なんですけれども、やはりちょっと営業時間、あとお酒の提供ということで、この辺はよくよくちょっと調べてみないと分からないという状況もありますので、その辺は適切にお話を伺いながら、電話なり臨戸なりして申請してもらうようにぜひしむけて、しむけてというか、してもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 適切にご指導いただければ。そういう中でこの56件、申請されましたんですけれども、今、課長が9時以降のお店、そういうふう巡回して歩いたよと。そういう中で9時以降もお店をやっていたと、そしてさらに申請していたということのそういうお店というのはおありですか。あったんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 松島のオーナーさんたちは良識な方がそろっているということで、巡回は数回させていただきましたが、9時以降は一切お店のほうはクローズされておりました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういう中で全部で136万円が交付されるということになりますので、これから申請なされる方もいらっしゃると思うんです。6月30日までですから。やっぱり優しく、この対象になるように、ひとつよろしく願いを申し上げます。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第34号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

日程第12 議員提案第1号 松島町議会会議規則の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議員提案第1号松島町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤です。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員活動をするに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備し、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名、押印に改めるものであり、その他字句を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（阿部幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第35号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の

一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第35号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第35号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、引き続き令和3年度分についても適用させるため、対象となる保険税について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

議事進行上、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第14 議案第36号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第3号）について
（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第36号令和3年度松島町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第36号令和3年度松島町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、5ページをお開き願います。

2款総務費1項10目諸費につきましては、自衛官募集事務に係る令和3年度重点市町村指定に伴い、その経費について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

7ページにわたりますが、19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、国の令和2年度第3次補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活に対する支援等に対応することを目的とした11事業を補正するものであります。

8ページにわたります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカード交付件数増加に伴う時間外勤務手当及び令和2年度から実施しております国外転出者によるマイナンバーカード公的個人認証の利用と戸籍関係情報の情報連携に係るシステム改修の一環として、住民基本台帳ネットワークシステムと戸籍情報システムとの連携に要する経費を補正するものであります。

8ページの5項2目指定統計費につきましては、令和3年経済センサス活動調査に係る市町村交付金の交付決定に伴い、調査経費について補正するものであります。

9ページにわたります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、職員の人事異動に伴う人件費分について国民健康保険特別会計繰出金を減額するものであります。

10ページをお開き願います。

2項10目子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することが国において決定したことから、その経費について補正するものであります。

11ページの4款衛生費1項7目新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、ワクチンの集団接種を土日、祝日についても実施するため、職員の時間外勤務に係る経費について補正するものであります。また、接種会場を円滑に運営するために、会計年度任用職員5人分の経費について補正するものであります。

13ページをお開き願います。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、職員の人事異動に伴う人件費分について、下水道事業特別会計繰出金を増額するものであります。

16ページをお開き願います。

11款災害復旧費3項1目公立学校施設災害復旧費につきましては、令和3年3月20日に発生

した宮城県沖を震源とする地震により被害を受けた松島第一小学校校舎のエキスパンションジョイントの災害復旧に係る経費について増額するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しましたマイナンバーカード交付件数増加に伴う時間外勤務手当に対するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費に対するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に対するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました自衛官募集事務に対するものであります。

18款県支出金2項9目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業費県補助金につきましては、宮城県からの営業時間短縮要請等により、経済的な影響を受けた事業者等に対し支援する県補助金であります。

4ページをお開き願います。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました令和3年経済センサス活動調査に係る市町村交付金の交付決定に伴い増額するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費についてご説明いたします。

恐れ入ります。主要事業説明資料1をお開き願います。

2款総務費1項総務管理費19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては6ページ、7ページとなります。

今回の補正につきましては、令和2年12月8日付で閣議決定されました国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策におきまして、感染拡大防止のほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現に関して、地域の実情に応じた効果的、効率的できめ

細やかな取組を支援するなどされ、令和3年1月28日に成立した国の第3次補正予算におきまして地方創生臨時交付金が拡充され、令和3年2月2日付で交付限度額1億343万5,000円が通知されました。

交付される臨時交付金を財源としまして、本町では新型コロナウイルスの感染拡大防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援につきまして補正計上するものであります。

その中で、令和3年3月22日開会の臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、感染拡大の影響を受けている事業者への継続支援及び新しい生活様式を踏まえた環境整備に対しまして、9つの事業を計画し、承認をいただいているところでございます。

また、宮城県におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施しました営業時間短縮要請等により業況が悪化している県内の中小企業、小規模事業者などを支援するため、第2期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金につきまして新たに予算を拡充し、令和3年4月21日付で市町村が実施する事業へ補助金の上限額が通知されており、本町に対しましては1,000万円と上限額が通知されました。

今回、町では、新たに交付されます地方創生臨時交付金の活用につきまして、宮城県から市町村事業補助金を加え、これまでの基本方針に基づき、事業概要に記載のとおり11事業を町独自の支援策として実施するものであります。

恐れ入ります。主要事業説明資料1ページ、A4判資料1をお開き願います。

本町では、感染拡大防止の影響を受けている住民生活や地域経済に対しまして、地方創生臨時交付金を活用し、「感染拡大防止」、「町民の生活支援」、「町の経済回復」に重点を置き、基本方針を3項目に定め、令和3年度といたしましても既に実施しております9事業に今回補正予算を計上いたします11事業を加えた全20事業につきまして、基本方針に基づく町独自の施策として実施するものでございます。

恐れ入ります。主要事業説明資料2ページ、A3判資料2をお開き願います。

一覧にまとめておりますので、事業の概要につきましてそれぞれ説明させていただきます。

初めに、10番事業、帰省自粛学生支援事業でございますが、令和2年度に実施した事業に続きまして令和3年度におきましても継続するものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響により帰省自粛を余儀なくされている本町出身の県外学生に対しまして、ふるさとである松島町の地元食材を送り学生生活を応援することを目的とし実施する町独自の支援施策でございます。

実施につきましては、本町出身の県外学生70名に対しまして7,000円相当の地元食材などをセットにし、利府松島商工会を通じて送付するものでございます。実施の時期につきましては、資料記載のとおり、補正予算成立後、速やかに周知を行い、8月末まで支援申込みの受付を行う計画でございます。

続きまして、11番事業、保育所児童エクスカージョン事業につきましては、こちらも令和2年度に実施した事業に続きまして令和3年度におきましても継続するものでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、バスでの移動となる保育所の町外親子遠足を控えざるを得ないことから、その代替事業としまして実施する町独自の支援施策でございます。

対象といたしましては、保育所の年長児童とその保護者を対象とし、松島町内の遊覧船乗船料や瑞巖寺見学料に係る費用を支援するものでございます。こちらの事業は、地元愛の醸成と地域活性化を図るものでございます。

続きまして、12番事業、松島産カキ販路拡大事業につきましては、感染拡大の影響により外食産業が落ち込み、カキの消費低迷などにより供給量も減少していることから、新たな需要に対応するため、個人向けの小ロットの商品開発に係る費用につきまして実施する町独自の支援施策でございます。

これまではむき身のカキ500グラムを商品として販売しておりましたが、巣籠もり需要として小ロットのニーズが高まっていることを受けまして、消費者の要望に応えるべく、新たに商品パッケージを開発するものであり、開発費や宣伝広告費、そしてオンライン販売の体制を整えるため、環境整備費について支援するものであり、広く松島産のカキにつきまして販売活動を行っていくものでございます。

続きまして、13番事業、カキ養殖資材購入支援事業につきましては、先ほどご説明いたしました12番事業と関連いたしますが、外食産業の落ち込みや供給量の減が予想される中で、町内でカキ養殖を営む生産者を応援するべく、カキ生産に係る資材について費用を支援する町独自の支援施策でございます。

事業の内容といたしましては、カキ生産に係る資材、いわゆるカキ棚や浮きだるなどの資材購入費につきまして、カキ養殖を営む組合員40名を対象に資材購入費用を補助するものでございます。本町の特産品であるカキの生産者を応援させていただくものでございます。補助金額は対象経費全額といたしますが、上限額を設けており、上限額は5万円となります。

続きまして、14番事業、令和3年産主食用米作付け農家応援事業につきましては、さきにご説明いたしました12番・13番事業と同様に、外食産業の落ち込みや主食用米の消費低迷の影

響を受けた米の作付農家を応援するべく、作付面積に応じた支援金を交付する町独自の支援施策でございます。

事業の内容といたしましては、10アール当たり2,000円の補助単価とし、作付面積に応じまして交付するものであり、下限値につきましては5,000円、上限値につきましては40万円と定め、総件数といたしましては257件を予定し、米農家の作付を応援するものでございます。

続きまして、15番事業、八百八島のクーポン券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛の影響を受けている観光地を支援するため、遊覧船代と地域限定で利用できるクーポン券のセット、総額3,000円相当を1,000円で販売し、差額2,000円を補助する町独自の支援施策でございます。

実施時期につきましては、感染症の状況を踏まえつつ、攻勢に転ずる時期を見定めながら、資料記載の時期におきまして事業名の八百八島にちなんだ8,800セットのクーポン券を販売し、低迷している観光地を支援し、併せて地域経済の活性化を図るものでございます。

また、財源内訳の県費につきましては、まん延防止等重点措置に伴う要請により事業に影響を受けた事業者等を支援するため、市町村が行う支援事業に要する経費といたしまして、令和3年4月21日付で宮城県より上限額通知のありました1,000万円につきましては全額充当するものでございます。

恐れ入ります。次ページをお開き願います。

16番事業、団体旅行の食事提供における衛生対策助成事業につきましては、町内の飲食店や観光施設におきまして、適切な感染防止対策を講じ、新しい生活様式に対応した観光地を目指すため、感染拡大防止のための衛生対策に要する経費を支援する町独自の支援施策でございます。

事業の内容といたしましては、20名以上の団体旅行に食事を提供する飲食店や観光施設を対象とし、新たに対策する衛生設備費に対しまして1施設当たり上限額25万円と定め、補助金を交付するものでございます。

続きまして、17番事業、安全・安心なイベント開催を応援する事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響がいまだに継続している中で、本町におきましては特に観光業への影響が著しい状態でございます。また、本町で開催されております各種イベントにつきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を見定めながら新しい生活様式に対応し、検温や監視、観客の入り込み状況の把握など、イベント開催に当たってはこれまで以上の感染対策が求められております。収束後を見越し、町の地域経済の回復につながるイベン

トの開催を起爆剤の一つとし、本町といたしましてもイベント開催を下支えするとともに感染対策の経費を支援し、松島観光の活性化につなげる支援施策でございます。

事業の内容といたしましては、今年度開催を予定するイベントを対象とし、かつ本町が共催、協力及び後援しております資料記載の4つのイベントに対しまして、1イベント当たりの上限額を150万円とし、感染対策に要する経費を支援するものでございます。

続きまして、18番事業、宿泊施設の観光誘客支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛の影響を受けている宿泊施設を運営している事業者に対しまして、新たな観光誘客につながるセットプランの新規開拓、販売及びイベントの開催などの取組を支援する町独自の支援施策でございます。

事業の内容といたしましては、今後の宿泊客の誘客につながる宿泊と体験型観光メニューなどが連携した取組を実施する宿泊事業者に対しまして、それぞれの施設の宿泊数に応じた額を支援する事業でございます。宿泊事業者の知恵とアイデアを具体化させる手段について支援してまいります。

続きまして、19番事業、幼稚園児エクスカッション事業につきましては、さきに11番事業、保育所児童エクスカッション事業と同様に、幼稚園児や保護者の町外親子遠足の代替事業として実施する町独自の支援施策でございます。

最後となりますが、20番事業、社会教育施設・社会体育施設感染拡大防止事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本町の社会教育施設及び社会体育施設におきまして、不特定多数の来館者に対して検温ができるサーマルカメラを購入する事業でございます。

事業の内容といたしましては、社会教育施設としまして文化観光交流館、勤労青少年ホームを計画し、社会体育施設につきましては温水プール美遊、B&G海洋センターとし、以上の4施設におきまして感染症の拡大防止を図るものでございます。設置する機器につきましては、役場庁舎1階の玄関に配備しておりますサーマルカメラと同等の機器を予定しております。

A3資料、事業一覧の下段、総事業費の欄をご覧ください。

これまでご説明いたしました11事業に係る総事業費は5,350万5,000円となり、財源といたしましては、国費として地方創生臨時交付金3,000万円、15番事業の八百八島のクーポン券発行事業に係る県費として1,000万円、町の一般財源が1,350万5,000円でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書3ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費に係る歳入補正予算についてご説明いたします。

17款国庫支出金2項国庫補助金7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和3年2月2日付、内閣府より限度額通知のありました1億343万5,000円のうち、3月22日開会の臨時会におきまして既に7,343万5,000円の歳入補正しておりますので、今回につきましては差額である3,000万円を歳入補正するものであります。

18款県支出金2項県補助金9目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業費県補助金につきましては、先ほど歳出補正予算で説明いたしました15番事業の財源といたしまして、宮城県より上限額の通知を受けました第2期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金1,000万円につきまして歳入補正するものでございます。

以上で新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に係る歳入歳出補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、主要事業説明資料2ページをお開き願います。

3款民生費2項10目子育て世帯生活支援特別給付金事業費について説明させていただきます。補正予算額は1,170万円となっております、補正予算事項別明細書は10ページになります。事業概要についてであります。

住民税非課税の子育て世帯及び非課税同等の家計急変世帯について、児童1人当たり5万円を支給するものとなっております。

事業概要の①をご覧ください。

①の支給対象者は令和3年3月31日時点で対象児童を養育する者、②で令和3年4月以降に出生した児童を養育する者としており、この①と②は年齢要件になりますが、ゼロ歳から18歳到達年度までの児童を養育する者となります。

①と②は大前提の住民税非課税の世帯を指しておりましたが、③でその他対象児童を養育する者としておりますのは、令和3年1月以降の家計急変世帯を指しており、コロナ禍において収入が激減した月を12か月にならした収入が非課税相当基準額以下の場合、対象とするものとなっております。

給付事業に係る事務費及び給付費につきましては、国補助10分の10の財源が対象となっております、今回給付分等については国が機械的に試算した174人分が住民税非課税の子育て世帯及び非課税同等の家計急変世帯ということで交付額が示されております。

なお、実際に町がシステムにおいて把握し、給付対象者が国試算分より超えた場合、係る不足分が追加交付されるよう示されております。

事務費は記載のとおりとなっておりますが、今後のスケジュールは今議会で議決をいただいた後、システムの改修を契約し、6月いっぱい改修業務を完了し、7月上旬に対象者への通知、給付の意思確認後、7月末には給付という予定で進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 千葉教育課長。

○教育課長（千葉忠弘君） それでは、11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費につきましてご説明いたします。

恐れ入ります。主要事業説明資料3をお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、16ページとなります。

今回の補正につきましては、令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震により被害を受けた松島第一小学校校舎のエキスパンションジョイントの復旧工事に係る費用を補正するものでございます。

エキスパンションジョイントとは、増築された形状が異なる建物同士が地震などの外力による動きが生じた際に建物が受ける被害を最小限に抑える目的で、建物と建物の間に取り付ける部材であり、本工事は今後起こり得る地震に対応するために行うものでございます。

添付資料をご覧ください。

赤くしるしてある箇所が被害箇所、外観は資料左側の写真にあるように建物と建物の間にエキスパンションジョイントを取り付けた形になります。なお、資料の写真のとおり、被害を受けた天井部分のエキスパンションジョイントが外れている状態ですが、安全のため外しており、支障なく学校活動が行えている状況でございます。

以上で終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第37号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第37号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第37号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免額について補正し、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第38号 令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第38号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第38号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動に伴う人件費について補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第39号 令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第39号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第39号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を6億9,035万9,000円、資本的支出の総額を1億5,538万3,000円とし、資本的支出不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,082万8,000円、過年度分消

費税及び地方消費税資本的収支調整額3,546万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億652万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで議事運営上、暫時休憩といたします。議員の皆様はそのままお待ちください。

午後1時33分 休 憩

午後1時35分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第18 議案第40号 松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第40号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第40号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、松島町教育委員会教育長である内海俊行氏について、令和3年6月26日をもって任期満了となることから、引き続き内海俊行氏を教育長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

内海俊行氏の経歴につきましては、昭和57年から長年にわたり小学校教諭として奉職され、大和町教育委員会社会教育主事、岩沼市教育委員会学校教育課長など、市町村教育行政の経験も豊富な方であります。

平成29年3月に松島町立松島第一小学校校長を最後に退職され、同年4月から松島町教育委員会教育長に就任されております。

人格高潔で、松島町教育委員会教育長といたしまして教育行政に非常に熱心に取り組んでおり、教育行政はもとより、町行政全般にわたり誠意を持って取り組む姿勢は松島町教育委員会教育長として教育行政を推進するに当たり適任と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づ

き、令和3年6月27日から令和6年6月26日までの3年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第40号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。

準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項により、2番櫻井 靖議員、3番緑山市朗議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れがないと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則第83条により否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順次投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

2番櫻井 靖議員、3番緑山市朗議員は開票立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を櫻井事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（櫻井和也君）

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 12票

否とするもの 0票

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり賛成全員です。よって、議案第40号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続けて同様の投票採決のため、議場を閉鎖したまま進行したいと思います。

日程第19 議案第41号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第20 議案第42号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第19、議案第41号及び日程第20、議案第42号は

松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての議題であり、関連がございますので、一括して議案の説明を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。日程第19、議案第41号及び日程第20、議案第42号を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第41号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現委員の安部新也氏が令和3年6月20日をもって任期満了となることから、再度、安部新也氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定に基づき、令和3年6月21日から令和6年6月20日までの3年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議案第42号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現委員の尾形正行氏が令和3年6月20日をもって任期満了となることから、新たに山口孝雄氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

山口孝雄氏は、昭和48年に宮城県に奉職され、総務部仙台北県税事務所間税係長、総務部仙台中央県税事務所間税課長補佐、総務部気仙沼県税事務所課税班長、総務部仙台南県税事務所次長兼課税第一班長、総務部税務課課長補佐兼課税班長、総務部塩釜県税事務所次長兼課税班長等を歴任し、平成24年3月に退職されております。

清廉潔白な人柄であり、宮城県での豊富な行政経験は、固定資産評価審査委員会委員として、その責務を担うにふさわしい方であります。

任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定に基づき、令和3年6月21日から令和6年6月20日までの3年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案第41号及び議案第42号の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第41号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項により、4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員を指名します。

これより投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れがないと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則第83条により否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順次投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員は開票の立会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。櫻井局長。

○事務局長（櫻井和也君） 報告いたします。

投票総数 12票

有効投票数 12票

無効投票数 0票

有効投票中

可とするもの 12票

否とするもの 0票

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり賛成全員です。よって、議案第41号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続けて、議案第42号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項により、6番片山正弘議員、7番澁谷秀夫議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れがないと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。
なお、白票につきましては、会議規則第83条により否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順次投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

6番片山正弘議員、7番澁谷秀夫議員は開票の立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。櫻井局長。

○事務局長（櫻井和也君） 報告いたします。

投票総数 12票

有効投票数 12票

無効投票数 0票

有効投票中

可とするもの 12票

否とするもの 0票

以上となります。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり賛成全員です。よって、議案第42号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時25分といたします。

午後2時05分 休 憩

午後2時26分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

日程第21 一般質問

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

1番杉原 崇議員、登壇の上、質問願います。

〔1番 杉原 崇君 登壇〕

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。ただいまの教育長のお言葉、大変感銘を受けまして、我々も頑張っていかなければならないなという思いがいたしました。松島も英語教育に力を入れていって、再来週には利府の議会のほうで視察に来るということで、近隣自治体からも大変すばらしい教育をしているんだというのを皆さん、感じていらっしゃるのかなという思いがあります。ぜひ今後も一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今回、ヤングケアラーへの支援について取り上げます。

このヤングケアラーについては、昨今マスコミで取り上げられるようになりまして、今週に入りまして河北新報でも3日間にわたりタイムリーに特集記事が組まれるなど、とても重要な課題になっているんだろうなという思いがあります。

今回の質問に際しまして、そういえば20年以上前なんですけれども、近所にたくさんの兄弟の面倒を見ていた子供がいたことがあったなというのがよみがえってきまして、その当時、何かできなかったのかなと、すごくかわいそうだったなというのを思い出しまして、当町の現状や支援策についてどうなのかなというところで、今回、一般質問に取り上げることにしました。

ヤングケアラーは、家族にケアを要する人がいる場合、家庭で両親や祖父母、兄弟の世話や介護、家事など、大人が担うようなケア責任を引き受ける18歳未満の子供のことをヤングケ

アラールと呼んでおります。

一般社団法人日本ケアラー連盟が具体的な例を挙げています。障害や病気のある家族に代わり、買物、料理、掃除、洗濯などの家事を行う、幼い兄弟の世話や見守り、障害や慢性的な病気のある家族の看病、世話や介助、目を離せない家族の見守りや声がけなどの気遣い、日本語が第一言語ではない家族や障害のある家族のために通訳、家計を支えるために労働、アルコール、ギャンブル、薬物など、問題のある家族への対応など、多岐にわたっています。

このヤングケアラーについての実態調査を厚生労働省と文部科学省が昨年12月から1月にかけて行い、全国の公立中学校1,000校、中学校2年生と、全日制の高校350校、高校2年生を対象とし、合計1万3,000人が回答しました。この調査結果によると、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生がおよそ17人に1人、5.7%、全日制の高校の生徒はおよそ24人に1人、4.1%でした。内容は、食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかにも兄弟を保育園へ送迎したり、祖父母の入浴やトイレなどの介助等の介護や見守りをしたりと多岐にわたっています。世話する時間も平均で4時間を費やしており、1日に7時間以上を世話に費やしている生徒は1割を超えていたりという数字もありました。

「やりたくてもできないこと」を複数回答で尋ねたところ、中学生では「特になし」という回答が58%だった一方、「自分の時間が取れない」が20.1%、「宿題や勉強の時間が取れない」が16%、「睡眠が十分に取れない」と「友人と遊べない」が8.5%でした。この設問から、生活や学業に多くの影響が出ていることが示されました。

そのほかにも、自分の心身の発達や人間関係、そして進路などにも影響を受けることがあり、いかに負担を和らげることが大切であり、国でも具体的な支援策を取りまとめる方針を表明しました。

当町においても、ヤングケアラーに関して、子供たちの負担緩和に向け、教育と福祉の連携を含め支援体制をつくっていくのが大事であろうという思いがあり、その考えについて今回は伺っていきます。

まず初めに、現状把握についてです。

ヤングケアラーという概念の認識は低かったと思います。イギリスでは、1980年代末にこうしたヤングケアラーの存在が知られるようになり、1990年代初頭からこのような子供たちの研究と調査、支援が行われてきました。一方、日本では調査自体行われておらず、昨年12月から今年1月にかけて初めてヤングケアラーについての実態調査を厚生労働省と文部科学省が行い、その実態が明らかになりました。その言葉はその後、報道で取り上げられ、ヤング

ケアラーという言葉が広がっていきました。ヤングケアラー自体は以前から存在していましたが、少子高齢化や共働きの影響で人手が減り、より負担が増えているのではないかとの話もあります。

そこで、まず現時点で当町において、ヤングケアラーの実態をどう把握しているかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 杉原議員の一般質問に答弁していきたいと思います。

まず初めに、正直なところ、ヤングケアラーというのは、議員から質問が来るまでよく分かりませんで、議員の質問書を見ておまして、昔からいろいろなことを家族の中でやっていることが、負荷がかかることをヤングケアラーと言うのかそうでないのか、いろいろ難しい論点があるんだろうなというふうに取り上げておりました。

ヤングケアラーの支援に向けては、令和3年5月17日に厚労省と文科省の副大臣を議長としてプロジェクトチームが取りまとめた報告がされた中で、課題として、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくく、地方自治体での現状把握も不十分であるといった内容が示されました。

国の課題にあるとおり、当町においてもヤングケアラーについての把握は難しい状況となっております。各担当のほうにこのヤングケアラーについての把握についていろいろお聞きしましたけれども、やっぱり各課、この結びつけるのがなかなか難しいという状況はいろいろ聞いております。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 確かに実態の把握というのは大変難しいということで、アンケート調査で「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」というのが、81.8%という高い数字が、結果が現れているというのもありまして、なかなか実態把握というのはどこでも難しいという問題があると思います。

初めに話しましたが、具体的な数字として、世話をしている家族がいるという生徒の割合が、中学生でおよそ17人に1人、5.7%という結果であり、当町においても実際にいるのではないかと考えております。

このヤングケアラーを取り上げるに当たり、最初に話しましたが、近所に大家族が住んでいて、一番上の女の子が日中、小さい子の面倒を見ていたというのがありまして、そういう実

態がありまして、その子は学校に行ったり行かなかったりもしていたというのも思い出しました。現在も聴覚障害者のご両親の通訳を行っている子も実際おられます。

以前から何かしらのそういった支援はあったと思いますが、そういう子たちが自分から、自ら声を上げて相談できる環境をつくっていき、子供たちの目標や夢など、将来について考えていくことが大人の役目ではないかと、今回改めて感じた次第です。

三菱UFJリサーチ&コンサルティングが、今年3月に発表したヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、ヤングケアラーという概念の認識をしているか聞いたところ、各市町村の要保護児童対策地域協議会の回答で「認識している」との割合が前年度の74%から約93%と大幅に高くなっているということでありました。マスコミ報道も多くなり、ヤングケアラーという概念を認識している方が格段に増えましたが、一方で「家族内のことで問題が表に出にくく、実態把握が難しい」との回答が多いのが実情であります。

アンケート調査によると、「世話をしている家族がいる」と回答した中高生に世話について相談した経験の有無について質問したところ、「相談した経験がある」というのが二、三割しかなく、「ない」というのが5割から6割という高い数字となっています。

そこで、次の質問、学校内でのヤングケアラーの理解を深めるために、先生方や子供たちへの研究や講演の実施の考えは、であります。相談の体制については次の質問になりますが、まずは自分が置かれている環境を理解することが大事であります。仕方がないと思うのではなく、まず相談してもらうことが重要だと思っております。なかなか踏み込んだ話ができないのかもしれませんが、自分の時間が取れないという声もあります。子供の声を大人に話せる環境をつくっていくことが大事であると考えます。この話せる環境をつくっていくためには、まずヤングケアラーの理解が必要であります。ヤングケアラーという概念の認知度は低く、中2、高2とも調査に応じた生徒の8割超が「ヤングケアラーという言葉聞いたことがない」という回答をしたということでありました。今現在、マスコミ等で取り上げられていますので、ここまではいかないと思いますが、まずは知ることが大事であります。

国は、来年度から3年間を集中取組期間とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むため、ヤングケアラー認知度向上キャンペーン、仮の名前なんですけれども、これを実施するということですが、その中で中高生の認知度を5割にすることを目指すそうではありますが、先生も子供たちも一緒になって考えることによって、そういった境遇に置かれている子が相談しやすくなるのではないかと考え、まずは先生方への研修会だったり、子供たち向けの講演や事業の実施についての考えを伺いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員のほうから、最後の先生方の研修につきましては、後ほど教育長のほうから答弁させますけれども、その前に今、議員からいろいろヤングケアラーについて庁舎内でもいろいろ確認して、各課でどういう状況になっているのか、把握には努めておりますので、その内容を町民福祉、健康長寿、それから教育委員会、そちらのほうからちょっと報告させますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） ヤングケアラーの実態の把握についてということなんですが、家庭内のことでやはり問題が表に出にくいことから難しい状況となっておりますが、先ほど議員がおっしゃった要保護児童対策地域協議会の登録件数では、ヤングケアラーかなと思われる世帯を推察して把握しているところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 健康長寿課では、各種事業におきまして、現在ヤングケアラーの可能性のあるという対象者として関わっている事例はございません。

ただし、過去におきまして、乳幼児健診や家庭訪問の際に兄弟の多い家庭の中で日常的に年長者の方が弟さんや妹さんの世話をしている場合が見受けられて、役場の関係者が連携して家庭全体の支援を行ってきたという、そういった事例はございました。

○議長（阿部幸夫君） 千葉教育課長。

○教育課長（千葉忠弘君） ヤングケアラーのみに特化した実態調査は今まで行っておりませんが、各学校においては日常の活動はもとより、家庭訪問や生徒との面談、生活アンケートなど、様々な場面において児童生徒を取り巻く環境について把握に努めてきております。幼い兄弟、姉妹の世話をしている生徒や家族の通院の付添いのため、時々欠席している生徒はおりますが、現段階では家族の世話が原因で長期に欠席するということはありません。

これからも個々の家庭環境の変化や学校での様子を注視しながら、児童生徒が困っている状況に陥っていないか、把握するように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 以上が、議員から質問を受けて各課でちょっと調べさせていただきました。

あとは、今、議員が最後に先生方の研修会、子供向けの講演会など、どう考えるかということとでございますので、先ほど2期目の教育長のあの抱負もありましたから、教育長のほうからそれも含めて答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 学校にはたくさん配慮を必要とする子供がいます。例えば、いじめで悩んでいる子、それから粗暴な行動で友達にすぐけがをさせたりする子、それから不登校でなかなか学校に来られない子という子がいたりしますので、その問題解決に当たるための会議や生徒指導、全体会など、結構たくさんの会議を持ちながら子供たちに適切な手だてを差し伸べるようにしております。

それで、この前、校長会がありましたけれども、ヤングケアラーについても既に校長先生方たちは認識してもらったところでございます。ただ、ヤングケアラーとはという授業は、なかなか小学校においては難しいと思うんです。ですから、社会科や道徳あるいは人権、福祉を絡ませながら、少しずつヤングケアラーについての浸透を図っていきたいなと思っております。そのような授業も意識してやれば十分できますので、そのような方向で先生方にも伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） なかなか難しい問題で、長期による休校はないということによかったなという思いがありますが、小学生はなかなか難しいとは思いますが、やはり子供たちがそういった境遇に置かれている、それが当たり前だと思われてほしくなくて、やっぱり声を上げていただく、そういった環境づくりをしていくべきじゃないかなという思いがありまして、こういった今回の質問になったんですけれども、校長会で皆さん、認識はされているということで、ぜひ今後もそれを子供たちに少しでも理解してもらえるような取組にしていればなという思いがあります。

何度も言いますが、やっぱりそういった子供たちが自分で認識して、そういった境遇にある子供たちが声を上げやすくする環境をつくっていくというのが、何度も言いますが、それが大人の役目ではないかなという思いがあります。認知という観点から先ほども話をしましたが、来年度から3年間、認知度向上キャンペーンというのを国で行うということでありますが、小学生を含めた認知度向上を目指すべきではないかなという思いがありますので、ここはしっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど話をしましたが、ヤングケアラ

一は支援が必要であっても表面化しにくいとのことで、適切な支援につなげるためにも、いかに早期発見、把握していくことが重要であると思います。

そこで、何度も話をするんですけれども、子供自身がヤングケアラーであるということを認識して、先生などに相談することが次の支援につながっていくと思います。この相談について、次の質問であります。

子供たちが相談しやすいように、オンライン相談の活用であります。厚生労働省、文部科学省両省のプロジェクトチームが検討した支援策では、子供が利用しやすいSNS等のオンラインでの相談も有効であると考えられ、その整備も行うというのがあります。

当町においては、コロナ地方創生臨時交付金でオンライン健康相談事業として、タブレット3台、マイク3台を導入しました。訪問や対面での相談が困難な状況下において、住民がスマホやタブレットを使用しての相談等、不安解消としての環境を整備するという説明がありました。これを子供たちにも活用できないかという思いがありまして取り上げましたが、やはり子供は面と向かって相談を行うというのは、なかなかハードルは高いのかなという思いがあります。もちろん直接会って話すことが表情を読み取ったりもできるのでいいんですが、相談をするというハードルを下げるという意味での活用でタブレットの活用も一つであると思います。

また、施政方針ではLINEを活用していくということもありました。今年に入り、多賀城市もLINEを導入しましたが、情報管理の問題で自治体での利用がストップしている状況ではあります。当町での進捗状況は分かりませんが、国内での情報管理が進んだ際はぜひとも利用していただきたいという思いがありますが、このLINEは子供たちの間では多くの子が利用しており、以前もスマホの活用で質問したわけですが、悩んでいる子を救うためにも相談しやすい環境をつくることが大事であると思います。

そこで、オンライン健康相談事業で導入した機材を活用し、タブレットを活用したオンライン相談を行うことにより、面と向かわずとも相談できる相談しやすい環境をつくることに関して提案するものでありますが、いかがですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議員のお話の中でやっぱり一番難しいのは、私が考えるのは、自分がそのヤングケアラーというその子供が自分を認めるかというのがなかなか難しいのではないかなと。例えばお父さん、お母さん方のお世話をすることになっても、世話をしたからヤングケアラーだというふうに、これ、どういうふうに結びつけていったらいいのか。

それから、昔は子供たちは兄弟が多かったんですけども、今はなかなか少なく、多くても2人、中には3人、4人といいますけれども、少なくなってきたと。そういう兄弟間の中であってもなかなか難しいんだろうなど。だから、難しいから、逆にそういったところを我々行政がどうやってサポートしていくかというのが課題になってくるんだろうというふうに思います。

教育のほうの学校のオンライン、それから健康相談ということでもありますので、おのおのの担当課長のほうから、また、教育委員会から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉教育課長。

○教育課長（千葉忠弘君） それでは、私のほうからは学校の状況について説明させていただきたいと思います。

学校のほうでは、担任をはじめ教員が相談や声かけを行っているほか、スクールカウンセラーを学校に派遣しており、児童生徒の様々な相談を受け付けている状況でございます。

また、児童生徒の家庭環境面からの支援が必要な場合におきましては、スクールソーシャルワーカーが対応できるようにしております。

さらに、身近な人に相談しづらいと感じる児童生徒のために、「文部科学省24時間子供SOSダイヤル」や宮城県教育委員会の「みやぎSNS相談」が開設されており、児童生徒には窓口相談カードを配布しまして、いつでも相談に乗ってくれる場があることを周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 健康長寿課の現状についてお話をさせていただきたいと思えます。

健康長寿課では、あらゆる年代の方々に対して健康や介護に関する相談に応じる必要があると考えております。先ほど杉原議員がおっしゃったタブレットの活用なのですが、現在、残念なことにもあまり活用ができていないと言ええるような状況ではございません。本来でしたら本人または家族、それから関係者を問わず、面接や電話、それからメールなど、オンラインでの様々な手段でお気軽に相談をしていきたいところです。

今後は、学校を通じてチラシを配布するなど、積極的に児童の皆さん、生徒の皆さんにもそういった相談の機会があるということを周知してまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番(杉原 崇君) 分かりました。今まで活用があまりなかったということで、教育と連携してぜひ進んで活用していただいて、町長が先ほど言った、やはり子供たちがまずは理解することが、前段で話をしましたけれども、そこが一番大事であって、理解した上でやっぱり相談できる環境をつくっていくというのが大事であると思います。

スクールソーシャルワーカー、この後ちょっと話そうかと思ったんですけども、話されたのでこれは飛ばしまして、もちろん日頃より担任の先生方が子供たちとしっかり向き合って、そういった相談できない子がちゃんとないように目配りしてもらっているというのが今の答弁でも分かりました。ぜひ今後とも町としても様々なサポート体制を構築していただいて、先ほど言ったタブレットとかも活用して相談できる、担任の先生には相談できない、でも違う方法があるよというのを、ぜひそういったものを子供たちに知ってもらえればという思いがありますので、ぜひよろしくをお願いします。

今までは教育の現場を中心に対応について聞きましたが、次は地域の皆さんへの理解につなげる話であります。学校だけでは家庭内のことに踏み込みにくく、実態把握が難しいとの回答が多いとの話をしました。一方、個人情報観点から難しい側面はあるかもしれませんが、近隣住民の方はそのご家庭の実情を把握していることもあると思います。

民生委員・児童委員など、書きましたが、地域の目でヤングケアラーを把握することが早期発見し、そこから民生委員・児童委員にお伝えいただき、そこから関係機関につないでいくことがよりよい支援につながっていくと思います。民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手ではありますが、昨今、成り手不足が深刻化しており、いかに増やしていくかが課題であります。各行政区と連携を図り、民生委員・児童委員の確保に向けて尽力いただきたいと思いますが、やはり地域の方々にもヤングケアラーについて理解してもらうことが大事であるという思いがあります。

学校内ではなかなか発見できない子供たちへの支援につなげていくためにも、民生委員・児童委員の確保に向けての取組も大事ではありますが、社会的認知の向上策について考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(阿部幸夫君) 櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 6月に入って河北新報等でいろいろ報道されて、ヤングケアラーという言葉を目にした方は多くなってきたんだろうというふうに思います。ですから、今までなかなかこのコロナ禍の中で会議等は持ってこられませんでしたけれども、昨年からこういった状況が続いているわけでありましてけれども、コロナワクチンがどんどん進んだ上にそうい

った活動も取れるようになってくるのかなというふうに思いたいし、そう思っているわけですが、民生委員・児童委員の会議であれ、何であれ、それから行政委員の会議であれ、今までこういう言葉をあまり使ったことがなかったんでありますので、まずはこのヤングケアラーという言葉をしっかり認知していただく、また、分かっていたできるように、我々がその内容等について情報提供して意見交換をまずしていくのが先決なんだろうということで、活動をやっていききたいというふうに思います。

そういった活動をやっていく上で実はという話が出てくれば、それはそういったところでまた行政としてその家庭とどういうふうに向き合うのか、プライベートな問題もありますので、なかなか単刀直入に「おたく、ヤングケアラーですか」ということはなかなか言えないと思いますので、そういう実情をどのように探っていくといいのかも含めて、今後いろいろ研修等も含めて考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 分かりました。いろいろな場でやはり地域の皆様、行政を含めて皆さんにやはりヤングケアラーという概念を知ってもらい、そういった情報発信をぜひ今後研修会等で行っていただいて、地域社会全体でそういった境遇にある子供を孤立させない取組というのを今後もぜひお願ひできればなと思います。

先ほど取り上げましたが、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが今年3月に発表したヤングケアラーの実態に関する調査、研究の中で、要保護・要支援児童の中にヤングケアラーと思われる子がいた場合、その子供への対応方針を決定する部署、機関について聞いたところ、「ほかの要保護・要支援児童と同じ対応」が76.3%と最も高く、次いで「特に決まっていない」が22.5%という数字が出ております。この「特に決まっていない」という数字の高さに驚いたわけではありますが、ただしっかりとした対応方針があればという思いがあります。

当町の子ども・子育て支援事業計画では、要保護児童への支援体制の充実として、要保護児童とその家族への適切な支援を行うとともに、県や地域の関係機関と協力し、社会的養育が必要な子供への支援内容を検討していくとあります。先ほど話しました要保護児童対策地域協議会において情報共有し、連携対応することとしておりますが、令和元年7月に厚労省が「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」と題した文書を出していて、その中で要対協に求められる役割について、「ヤングケアラーの概念について、要対協調整機関は構成機関に対し周知し、実態把握に努めるとともに、登録されている子供

や新規に登録を検討する際やその支援方針を検討する際には、ヤングケアラーではないかという観点から家族の要介護者等の有無やその支援の状況、子供の学校の出欠状況など、家族全体の状況を共有してアセスメント、情報収集と分析することが重要である。実態調査によれば、特に子供は自分自身がヤングケアラーであると認識していることが少なく、学校からの情報を契機として要対協にケース登録される割合が高いといった結果に留意の上、学校、教育委員会との情報共有に努められたい。また、支援方針を策定する上で、家族に要介護者等がいる場合には、その介護、世話等の実態を踏まえた上で、養育支援訪問事業による家事援助や介護保険サービス、障害福祉サービスなど、適切な支援につなげていくよう留意するとともに、高齢者福祉、障害者福祉部局などの関係部署との連携を図られたい」ということがあります。このことから、教育と福祉の連携は重要であると認識しております。

先ほど長期の不登校はないということではありますが、今後もそういった理由で不登校につながるケースもありますので、そういった連携をしっかりと図ることで不登校が解消されるという効果も期待できるという話もあります。

一方、先ほど外部の橋渡し役としてスクールソーシャルワーカーの存在もあるという話がありました。やはりスクールソーシャルワーカーの存在は大事でありまして、外部につなげていただくのはもちろん、様々な情報収集のためにも必要であります。やはりそれも含めて情報共有という意味では教育と福祉だけではありませんが、様々な機関との連携が一番大切であります。

教育と福祉の連携と書きましたが、相談するという意味で学校や福祉の専門職の人たちが子供の理解者となってケアの負担などについて話を聞き、支援につなげていくことだと思っています。当然、連携は行っていると思いますが、連携後の対応を含めて、まずは教育と福祉の連携についてをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 教育と福祉の連携については教育長のほうから答弁させますけれども、前段、これは国のほうで厚労省と文科省で副大臣さんたちが集まってプロジェクトチームをつくったと。まずここはあまりよろしくないんじゃないかなというふうに思うんですね。というのは、やっぱり子供であれば、今度は将来、来年か再来年か、私はよく分からないけれども、こども庁をつくるのであれば、こども庁へちゃんと移行して、そこできちっとやってもらうというのが本来の姿なんだろうと。どうしても厚労と文科だと、テリトリーでこの中でこっちだ、あっちだと始まると思うので、それが認定こども園とかなんかがここまでなか

なか育ってこなかった要因の一つでもあったのかというふうに思います。ですから、子供はもう一括して、こども庁ならこども庁でも管理できるような体制が本来ならばいいのではないかなということを、今後国のほうのそういうお偉い方々にちょっと聞いてみたいなというふうに思います。

なお、現在の福祉と教育の連携については、教育長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 教育と福祉の連携についてという話なんですけど、教育が持っている情報というのがあります。先ほど杉原議員もおっしゃったスクールソーシャルワーカーは、前にもお話ししたと思うんですけど、家庭まで入っていただけますので、見て、家庭まで入っていたときに、これはおかしいぞという情報があれば学校に入ってきます。ただ、学校でもできる範囲が限られておりますので、そうなった場合には、これも先ほど出ましたけれども、要保護児童対策地域協議会というものにかけていきます。これは福祉のほうでやっているというか、協力してやっているもので、これで随分助けられたお子さん、家庭は多いと思います。これをやっぱり定期的に生かしていくという方法を今後とも続けていきたいと思っています。

先ほども言われましたように、ヤングケアラーというお子さんから手を挙げるというのは非常に難しい話かと思っていますので、そういう誰かが見たとき、民生委員でもいいし、こういうようなところに話題を投げかけていただければ十分に対応できるのではないかなと思っております。

また、国の取組の例が最近出ておりますので、そういうのも参考にしながら、あるべき、何というか、姿を求めていきたいなと思っております。

また、あと学習支援についてという杉原議員の……（「それは後からで」の声あり）後からなんですか。では、それは後にお答えします。

取りあえず今のところは以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 分かりました。町長の前段の話でこども庁の設置、私はやっぱり必要だと思うんですけども、たしかどなたか、一般質問で出されていると思ったので、そこでちょっと聞きたいなとは思っていたんですが、やはり一元化する、子供のためにやっぱり省庁というのは縦割りじゃなくて、こども庁をつくることによって子供だけと特化したやっぱりそういう庁は必要だと思うんですけど、国の動きもありますので、私個人的にはやっぱりこども庁は必要じゃないかなという思いがあります。当町では認定こども園にも向けて進んでお

りますので、そういった意味も含めてこども庁、こども庁の話とはちょっと違うんですけども、そういった動きは必要じゃないかなという思いがあります。

国は、先ほど前段でありました厚労省と文科省のプロジェクトチームの中で、兄弟の見守りや家事に追われる子供がいる家庭への家事支援サービスなどを提供する制度の創設を検討するというのもありますが、当町として何かできることはないのかということでやっと教育支援が今出て、そこで聞こうと思っていたんですけども、やはりこの子供の学びの時間の確保という観点は、私は必要じゃないかなという思いがあり、最後に書かせていただきました。

アンケート調査で「世話している家族がいる」と回答した中高生に、学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援について質問したところ、「特にない」というのが約4割で最も高いんですが、「自由に使える時間が欲しい」というのもある一方、それ以外で高いのはやはり「学校の勉強や受験勉強など、学習のサポートである」という回答がありました。宿題や課題のサポートを必要としており、やはりこの宿題、課題については締切時間を柔軟に設定することも有効であるという考え方もあります。もし仮に締切りに遅れても、これが成績に影響しないような配慮もやはり必要ではないかなという思いがありますが、家族へのケアによる学校の勉強や受験など、子供の将来への影響が懸念されますので、そういった意味でも学習支援が必要であるという考えがありますが、最後に当町での支援策についての考えを聞きたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 学習支援の支援策といいますか、特にこうだと、ヤングケアラーに関して支援をしている、特化しているということはございません。というのは、ヤングケアラーだけ、いじめに遭っている子だけ、それから不登校の子だけと集めて学習支援をすることは、子供たちにとってはあまりよろしくないんでないかと。学習支援をする中ではいじめをしている子とされている子が一緒に学力を何とか上げたいという先生と一緒に授業を見ているという場合もあります。そうなってくると、学力が少し低いなという子は、全部ひっくるめてヤングケアラーとかなんとかと言わないで、全部ひっくるめてその学力向上に努めるというのが一番ベストではないかなと思っております。

ただ、受験が控えている場合については、またこれも別なんですけれども、松島中学校のほうでは10月頃には特別な授業もしてやるとかと言って、受験対策の一つとしてやっておりますので、そういう面で対応していきたいと。あとこれから、対応させていただいているし、そのままそういう形で今後も続けていきたいと思っております。

ですから、戻りますけれども、こういう状態だから、ヤングケアラーだからその子供たちを集めてとかという、そういう特化ではなく、形でざくっとひっくるめてやっていきたいなど。そのほうが子供たちにとってダメージが少ないのではないかなと思います。

ただ、反面、情報収集に当たって適切な対応をしなければならないと。一刻を争う場合も出てくるかもしれませんので、そういうのを常に念頭に置いてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 分かりました。確かにヤングケアラーに特化したものという、なかなかそれがもしかしたらいじめにつながるかもしれないし、ヤングケアラーじゃないほかの子供たちに対しても、じゃあそういう子供たちを見られるのかといったら、それはそれでちょっと違うとは思っているので、今の答弁を聞いて確かにそうだなという思いがありますが、やはりそういった声がもし上がった場合、ぜひこれからもそういった場合は支援していただければなという思いがあります。

ヤングケアラー、表面化しにくく孤立しやすいため、先ほどの話がありましたが、早期発見、把握して、子供たちの負担軽減につながるような適切な支援を行うことが重要であると思います。

埼玉県では、ケアラー支援条例が制定されました。条例は、県に対し、支援のための基本方針を策定し、具体的な施策を進めるよう義務づけました。教育関係機関に対しては、ヤングケアラー本人の意向を尊重しつつ、教育の機会が確保されているか、健康状態、生活環境などを確認し、支援の必要性の把握に努めるよう求めています。子供たちの将来に向けて、学びの機会の確保は重要でありますし、その権利を失ってしまうことがあってはなりません。

最初にも話をしましたが、イギリスでは1980年代後半より国を挙げてヤングケアラーの支援に取り組んできました。介護をするに当たり、子供の教育を受ける権利が奪われてしまうという危機感から、率先して実態調査と対応策が取られてきました。この権利としては、子供が一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障するための条約、子どもの権利条約があります。この条約は、1989年の国際連合総会において採択され、1990年に国際条約として発効しました。これは、世界中の全ての子供が健康に生きて、存分に学んだ上で、自由に活動し、大人や国から守られ、援助されながら成長する権利があると定めており、日本においても1994年に批准しました。

子どもの権利条約では、子供の権利を守る責任は保護者が負うべきであると定めています。国は、保護者が子供の権利を守る環境や法律を整備し、それでも保護者の力が及ばない場合は、子供の利益を最優先に考えて動かなければなりません。そういった観点からも、大人が担うようなケア責任を引き受ける18歳未満のヤングケアラーへの支援が必要であります。

やはり子供は、学校は安心して悩みを相談できる場になるよう、児童生徒に寄り添っていただくようこれからもお願いしたいと思います。また、様々な関係機関がしっかりと連携し、ヤングケアラーへの支援の充実を図ることが子供たちの負担軽減につながり、また、心身の成長につながります。重い負担から子供たちが思い描く将来を諦めることがないよう、子供が育つ権利や教育を受ける権利を守り、今後もしっかりと支えていくことをお願いし、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 1番杉原 崇議員の一般質問が終わりました。

次に、12番高橋幸彦議員、登壇の上、質問願います。

〔12番 高橋幸彦君 登壇〕

○12番（高橋幸彦君） 12番高橋でございます。議会事務局から以前いただいたマウスガードですか、使う機会がないので、今回の一般質問で使わせていただきたいなと思っております。

質問に入ります前に、午前中に色川副議長からもありましたように、本当にコロナワクチンの集団接種担当の職員はじめ執行部の皆さん、大変ご苦労さまでございます。幸い、本当に副議長が言いましたように評判がよくて、町民の満足度は高いと思うんですが、何かの国のほうの施策がどんどん何というか変遷して、担当課として先ほど齊藤課長もちょっと言ったと思うんですが、それに対応していくのが大変じゃないかなと思って同情を禁じ得ないと思っておりますので、これからも頑張っていたきたいと思っております。ちなみに私も6月30日で接種券を頂きまして、ぜひその時間に行きたいなと思っております。

それで、本題ですが、幼児教育・保育の今後は、ということで質問させていただきます。

私たち議会の重要なイベントであります議会報告会が、新型コロナウイルスの影響で2年続けて中止となりました。特に今年は私たち議員の改選の年ですので、例年より開催日時、例年ですと7月ぐらいに開催していたんですが、早い時期に中止ということになりました。最後の議会報告会は令和元年11月2日から11月20日にかけて開催され、令和2年3月に議会報告会まとめとして発行されております。

報告会での町民向けのテーマは、1、幼児教育・保育の無償化について、2、保育所、幼稚

園の再編計画についてでありました。その説明をまず最初に町民の方々に説明して、それから質疑応答だったんですが、ちょうどその時期が台風19号で町内で被災された方が多かったものですから、ほとんどその幼児教育等の問題には質疑がありませんので、議会報告会のまとめにもそれについての報告というのはほとんどなかったように思います。

ただ、本郷地区の議会報告会のときに、これは明神地区コミュニティー消防センターで行ったんですが、ある町民の方から「自分の孫は今、大崎市の短期大学の保育科にいて、来年の3月に就職する」という話だったんですけれども、その学校での松島町の評判が大変悪いということを知られました。ちょっとどういう中身だったのかは私どもはちょっと理解に苦しむような話だったんですけれども、5人で行ったんですけれども、初めて聞いた話だったものですから、どう答えていいのかちょっと迷ったような次第です。

それなので、例年、保育士等、幼稚園教諭を含めての採用というふうなことには年度替わりのときに大変関心を持っていたんですけれども、幸いそれから2年がたちますけれども、一応、予算案を無事に議決されて運営されていたんじゃないかなと思っておりますけれども、この2年間についてのそういう職員の採用についてはどういう経緯といたしますか、あれがあったのか、ちょっと説明をいただきたいなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 幼児教育に関わっている保育士及び幼稚園教諭の採用状況についてどうなっているんでしょうかということでございますので、担当されている担当課のほうから今答弁させます。総務課長のほうから答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、保育士及び幼稚園教諭の採用状況についてお答えしたいと思います。

待機児童が全国的に課題となっている中で、そういった施設が多くなって整備が多くなっていきますので、保育士とか幼稚園教諭の需要もそれに比例して高くなっているという状況であります。当町におきましても年2回から3回の採用試験を実施し、人員の確保に努めているところです。

過去2年間の採用状況につきましては、令和2年度採用で申し上げますと、保育士が6名の応募で内定が2名となったということですが、他の自治体の内定を得たとの理由で2名が辞退し、令和2年度の採用はゼロという状況になっておりました。また、幼稚園教諭につきましては、応募が3名で採用が1名になっておりました。

また、令和3年度採用、今年度4月の採用では、保育士の応募が9名で採用が3名という状況です。また、幼稚園教諭は応募が5名で2名の採用という状況になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 令和3年度のはこの前の3月議会であったので、本当に5人の方が依願退職ですか、されて、随分多いんじゃないかなというふうに思ったんですけども、5人が新しく新規採用されて、それで人数的には安心はしたんですけども、その採用で以前あったのが、本当に採用が決まったんだけどもドタキャンみたいなのがあったというのを一度経験しているので大変心配していたんですけども、今回、今年の場合はこの採用人数が多かったというのは、その要因として考えられるのはいかが考えているか。

例えば昨日、認定こども園の名称が決まりまして、「認定こども園松島めぶきの森」というふうに決まって、その議会報告会のときにもいろいろこれからの町の考え方等を町民の方に資料を見せて説明したんですけども、そういうような例えば松島町がそういう幼児教育にかける思いとかで採用というか、応募が多かったとかというような分析等は考えていらっしやらないのかと。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確かにそれも一因としては十分あるのかなというふうに思います。

ただ、令和3年度、今年度採用、要は令和2年度に実施した試験においては、それまでは29歳以下の有資格者の方を受験の対象としておったわけですけども、令和2年度においてはそれをやっぱり中堅的に、民間あるいは他の自治体で活躍してきた方を柔軟に採用できるようにということで39歳以下に令和2年度は年齢制限をちょっと変更させていただいて、そういったことも要因かなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） いろいろ苦勞されて、本当に臨時職員とかも毎回あれですよ、広報まっしまあたりには載っていたりするんで、大変苦勞はされているんじゃないかなと思っておりますが。

実はこの質問をしたのは、以前、今、総務課長が言ったように待機児童問題で松島は4月の年度初めの時点では待機児童はいないと。ところが、年度途中でどうしても5月、6月とかになると、いわゆる未満児とか、本当に2歳とか1歳のお子さんを持っている方が急に預け

たいというふうなことがあって、結局、保育とかのあれで人数の要件とかがあるので、それで待機児童が出てしまうというようなことを聞いて、それでそのとき、櫻井町長の答弁では、やはり未満児とか小さい子供は本当はお母さん方と過ごすのがベストであると。私もその町長の考えには賛成だったんですけども、実際問題、今そういうお子さんがいる若いご夫婦の方々は、それこそゼロ歳児でも預けて仕事をしなくてはいけないというような状態で、ここ最近の話かどうかは分からないんですけども、やはり松島町から変わっていったという事例をちょっと聞いたものですから、それでこの質問を行ったわけなんです。

それなので、今回、認定こども園、これから建設が始まって、ぜひそういうようなご家族がなくなるような考え方で進めていっていただきたいなと思っておりますが、それらについて町長、もし考えがありましたらお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは私の主観的な考えなので、これが行政の考えとか、そういうことじゃなくて、私が多分そのとき申し上げたのは特に1歳未満児、やっぱり母乳でまだ育てているときは母親の背中というか、今はだっこをしているんでしょうけれども、そういった中で育てられるのがベターではないのかなというふうにだって今でもその概念は変わりません。ただ、そういうことがなかなかできかねている子供たちのために、ゼロ歳児も預かるようになってきたところが現状なのかなというふうに思っております。

今、認定こども園のお話をされましたけれども、昨日もいろいろ認定こども園のめぶきの森というふうに名前を応募してくださった方の内容なんか見ますと、ぜひあそこに子供たちが、親が目を向くような、行ってみたいというふうに思われるような、今県内でもそういうこども園だと、逆にそういう町に移っても行きたいとご家庭の方々がいらっしゃるというお話もじかに聞いておりますので、いずれそういうことを目指してこれから社協と町とで共同でそういったものを造り上げてきたいというふうには思っております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） ぜひそれこそ、ちょっと町の出生数、今年の3月の議会では60人台だったと思いますがね、たしかね。私が議員になったときに100人を切って松島も100人はいなくなったというようなことで大騒ぎしたのを覚えているんですけども、だんだん少なくなってきて本当に待機児童がないというのを自慢していいものかどうかというような疑問を持っているんですけども、認定こども園、今度、今、町長が言いましたように社協で建設が始まって開園するとは思いますが、その前のときに幼稚園の再編計画で社協のほかにあと

民間資本とか、そちらのほうもという公募というような話もあったと思うんですが、その考え方としては今でも変わらないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町長の考えではどういうふうに思っているんだということでありましてけれども、今、名前が昨日決まったこども園についても、民間を最初考えていろいろ始まったのがこの事業でありますので、民間でなかなか応募されてこられる方がいらっしゃらなかった。実はある企業がありましたけれども、どうも少人数の30人ぐらいだったか、ちょっと忘れましてけれども、そのぐらいまでしか経験したことがなかったということなので、今回100人以上のことを考えていたのでちょっとご遠慮していただいたということで、いろいろなお話をする上で、もうここは社協がやるとなると皆様、安心感も出てくるのではないかとということで、そんな話があつてここに至っておりますので、今後云々の民間云々じゃなくて、まずは今のものをきちんと造り上げていくというのが最初なんだろうというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） この質問をしてからちょっと、先ほど杉原議員が言ったように与党のほうのこども庁ですか、それから野党の立憲民主党のほうでは文科省を改変すると、それからこども省の新設という2案というようなものに対して、本当に組織の縦割りをなくしてやるというような方向でまだ検討段階、それこそ話が出て、口の悪い人に言わせると選挙対策じゃないかというような話もあるんですけども、私としては、先ほどの杉原議員も同じ考えだと思っておりますが、ぜひつくってもらって、子供の一貫した保育なり幼稚園の運営、あとは認定こども園になるのかどうか分からないですけども、そういうのを進めていただきたいなと思っておりますが、その前にこれが6月8日の河北新報の暮らし欄というところにあつたんですが、小規模保育事業所、仙台なんですけど利用低調ということで、これがちょうどゼロ歳から2歳児を少人数でやるということですから、こういう施設があるということも私もちょっと勉強不足で分からなかったんですが、首都圏とか仙台市みたいな人口の多いところでは、恐らく民間ですのでやれないとは思いますが、こういうのも一つの考えなのかなと思ったりもしたわけなんです。それと東北ワイド版、同じ日のものですけども、山形県は保育料の段階的無償化と。

こういうのでいろいろ進んでおまして、先ほどの新型コロナのワクチンの話でも出ましたけれども、やはり国とか県の考えがまとまらないと、なかなか町としてはそれに振り回され

るとというのが、先ほども言いましたけれども、現状じゃないかなと思っております。まだそれこそ構想段階でどういうものになるかも分からない問題ですけれども、いわゆるこども庁に対して町長の所見を伺いたいなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、新聞等の報道等では政府与党のこども庁、それから立憲民主党ではこども省というんだそうでありますけれども、政府の子供政策の典型として、未就学児が通う施設で幼稚園は今、文科省、それから保育所は厚労省、認定こども園は内閣府と、分野ごとに所管が異なるために一体的な対策を講じるという縦割りの弊害が指摘されてきたことから検討されているということでありました。

全て私、分かっているわけじゃないので、もし間違ったらあれなんですけれども、自民党のこども庁の創設については総理大臣のほうが強く思っていて、それでその創設についての検討を求める緊急決議をしたと。緊急決議をしたときのまとめ役が二階幹事長だという話であります。子供に関わる行政の在り方をめぐって、自民党は関連予算を大幅に拡充することで強力な機能を持つ行政組織、こども庁の創設を目指すんだという話でありました。

それから立憲民主党のほう、私、よく読んでいないので分からないんだけど、児童手当の支給対象、それから現行の中学生から高校生までの授業の無償化等々、子育て予算の大幅な拡充をしたらいいのではないかということで話されているんだそうでありますけれども、どちらにしてもまだこの話が出て二、三か月ぐらいなんだろうと思うんですね。

だから、これが選挙対策とか、そういうことじゃなくて、やっぱり先ほどの本当のこれからの子供を考える上には、18歳未満についてはもうこども庁が全て担うんだということでやっていかなければいいのかなと。総理大臣は今そこへ大臣を置くという話をしておりますので、ぜひそういうような新たな省庁ができて、我々のほうにも一方通行で、もうがんと来るより、片方は厚労省で片方が文科省ですということじゃなくて、来ていただければ本当にありがたいなというふうに思います。この町としても今そういったこともあるので、国の動向は注視しながら、幼児教育・保育を担う子供の行政の一体化について検討してみるという必要が今後あるかと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 今議会の冒頭で櫻井町長が宮城県の町村会の会長になられたということで、今、国とか県への力強い宣言といたしますか、それを聞きまして本当に心強い思いであります。

テレビなんかの報道ですと、新しい組織をつくったってどうにもならないんじゃないか、増やしてばかりと。例えばそれ以前にできたスポーツ庁とか観光庁、そういうのはもう今はちょっと機能していないんじゃないかという話だったんですけども、でも私自身、観光庁なんかはインバウンドの取り込み、それこそコロナ前ですと大変私は効果があったんじゃないかなと思っておりますので、スポーツ庁だって東京オリンピック・パラリンピック誘致のあれでそういうのでも寄与したんじゃないかなと思っております。

だから、できる前にいろいろ文句を言うのは簡単だと思います。でも、やってみないと分からないことでありまして、冒頭で言いました松島町の集団接種も100%の人がいいと言っているわけではないというのもちよこっと耳には入っていますけれども、大多数の人がやろうというふうになればできるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ今の町長の考えを進めていただきたいなと思っております、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 12番高橋幸彦議員の一般質問が終わりました。

ここで換気並びに消毒のため、休憩に入りたいと思っております。再開を15時45分といたします。

午後3時32分 休 憩

午後3時45分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員、登壇の上、質問願います。

〔11番 菅野良雄君 登壇〕

○11番（菅野良雄君） 11番の菅野です。

私は、去る5月29日だったんですが、コロナ感染症の予防接種を受けることができました。町長をはじめ職員の皆様の努力があつてのことと思っております。一方で、優先的に案内が来る年になったのかなと思うと少し気持ちは複雑ですけども、今日はあまり年を気にしないで、通告しております一般質問をいたします。よろしく答弁、お願いしたいと思います。

消防団員の処遇改善をということでもあります。

近年、日本各地で様々な災害や火災が相次いでおりまして、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっております。一方で、地域の消防体制の中核的役割を担う消防団員の団員数は減少傾向にあると言われております。

そうした中で、地域住民の安心・安全確保のために地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要であるということから、令和元年12月及び令和2年12月、消防庁は消防団員の確保を含む地域防災力の充実強化に向けて重点的に取り組むよう、各自治体に周知しております。

そうした状況を踏まえて質問いたします。

まず1点目、本町の団員は関係者の努力もあって団員が増えているように感じられます。条例での団員定数は250名以内となっておりますが、現状、適正な団員数になっているのか。

また、少子化と若者定住の減少で団員確保が難しくなっております。条例定数は250名以内となっているので、条例はこのままでいいと思いますが、5年後、10年後の人口減少を想定した場合、適正な団員数となるとどの程度になるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の質問であります。現在の消防団員数は何人なんだというお話から答弁していきたいというふうに思います。

消防団員数につきましては、条例定数、今、議員がお話ししましたとおり250人に対しまして、6月1日時点での団員数の実員数は200人となっており、充足率は80%という状況であります。ですから、50人の団員が不足しているという状況でもあります。

ただし、各分団の努力によりまして、全国的に消防団員の減少問題となっている状況の中で、直近10年において実員数を200人から220人とほぼ横ばいを維持しているのが状況であります。

以上であります。

この人口減少の中でというお話でありましたので、そういったこともございますので、議員から今質問があったとおり、消防団の適正な団員数については今後重要な課題と捉えておりますので、現在の200人から220人の実員数で活動に支障を来したことの報告がないことから、今後の適正な人員数については一つの目安になるのではないかというふうには思っております。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） では、今後は200人から220人が適正だろうということによろしいんですか。分かりました。

次に、消防庁は減少傾向が続く消防団員の確保に向けた待遇改善策の一環として、一般団員の年額報酬額を3万6,000円とし、団員個人に直接支給するよう求めております。本町の年額報酬は、松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定められて

おりまして、一般団員は2万4,000円となっております。

また、消火活動や災害救助に従事した消防団員に支払う手当を出動報酬と位置づけ、1日当たり8,000円を標準額とするよう全国の自治体に通知しております。本町は、出動手当として1回3,500円と定められております。

総務大臣は団員の士気向上、団員確保にもつながると述べて、消防庁は令和3年3月まで条例の改正を促しております。大規模な災害への対応が急務となっている中で、地域住民の安全・安心確保のためにも条例改正し、値上げする必要があると思われませんが、町長はどのように考えているのか伺うところであります。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 消防団員の報酬につきましては、平成25年、平成26年と多分2年間ぐらいいをかけて当時の議会のほうでいろいろな方々の報酬について見直しを図ったという経過があったかと思えます。その中で消防団の報酬についてどうしたらいいのかということで、平成27年度に他の非常勤特別職と併せて消防団員の報酬額の見直しを行うなど、処遇の改善に努めてきたところであります。

しかし、近年、全国的に消防団員の減少傾向に歯止めがかからないことから、消防庁長官より消防団員の報酬等の基準と策定等について、令和3年4月13日付で各都道府県知事宛てに通知がされたものと思っております。

この消防庁からの通知内容について、現在、宮城県において、市町村に対する説明会、実はついこの間でありましてけれども、6月7日に1回目が開催されております。それらの内容を踏まえて適正な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ぜひ検討していただいて、できるだけ消防団員が、希望者が増えるようになっていただくことをお願いしたいと思っております。

次に、3点目です。消防庁は、消防団員の計画的な数の確保とともに、装備、訓練の改善や装備に関する先進的な機器などの積極的な活動による消防団員のさらなる質の向上を通じて、消防団の災害対応能力の向上を図ることも求めています。

先進的な装備、機器類となると、経費もかさむと思われまして。現在装備されている機器類というんですかね、消防消火機器類というんですかね、そういうものを除いて、今後どのような機器類が必要になるのか、そしてまた、その経費はどのぐらいになるのか、考えているのであればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 消防団員の災害対応能力の向上につきまして、今後の地域における防災力を高めていくために必要不可欠であると考えております。そのための装備品などにも消防庁が認める消防団の装備の基準に基づきながら、年次計画を持って整備を進めている状況であります。昨年も、それから令和2年度、令和3年度も担当課から消防団の装備ということで予算が計上されたかと思いますが、そういったものに基づいて今行っているということでもあります。

それから、本年度における防災訓練、今現在10月23日に予定しておりますけれども、新たな資機材を活用した実動訓練も計画しておりますことから、常備消防からの指導をいただきながら各分団の災害対応能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 特に現状では消防団からこういう装備が欲しいというような要望などはないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） その内容等につきましては、担当している危機管理監から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 装備のほうに関しましては、消防団のほうからの要望については特にはございません。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 毎年計画的に消防自動車を年々新しいのに替えているようですが、町当局としていろいろな災害に対応したものとして考えた場合に、まず必要なものというもので考えているものがあればお知らせいただきたいんですが。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 消防団の装備品につきましては、消防団の装備基準というのがございまして、こちらに基づいて整備しているわけなんですけれども、その中で現在不足しているというものについては、例えば油圧切断機であったりとかエンジンカッター、これは町に今1つずつしかないということになりますので、基準ではそれを消防隊ごとに整備しなさいというようなことになっております。そうするとかなりのボリュームにもなりますし、消防団にとってもそれら进行操作するのにプレッシャーになってしまう部分もあるのかなとは考

えております。

今後、足りない部分につきましては、そういった部分をどのようにして整備していくかというものを消防団と協議しながら整備を図っていききたいなというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） なかなか実際に災害が発生したときに事故、そしてまず自分だよということになっているんですけれども、どうしても共助、公助ということに遡っていくわけで、そうした場合にやっぱりいろいろな災害が発生しているわけで、そういうものに対してやっぱり計画的に備えていくということは大事なことであろうと思いますので、さらなる検討を重ねながら必要なものは備えていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

次に移ります。本町の防災計画では、地域防災力充実強化法に基づいて、世代継続する防災まちづくりを基本理念として掲げて、地域活動の活性化と地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の育成などを図りながら、親から子、孫へと継続される防災のまちづくりを目指すことができる体制を整えることとすると、地域防災計画では定めております。

消防庁は、地域防災計画を定めた地区について、早期に具体的事業計画を策定するように求めておりますが、具体的事業計画の現状について伺います。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 具体的な事業計画、こちらの前提となりますのが、行政区とか地区とかにおきます地区防災計画というものの策定をすることが前提となっております。この地区防災計画につきましては、災害対策基本法に基づきまして一定の地区の居住者、事業者が自分たちで防災活動に関する計画を定めるものということになっております。

本町におきましては、現在のところ、地区防災計画の策定団体についてはないという状況であることから、具体的な事業計画もない状況となっております。そのために、地区や自主防災組織の訓練の場等として、まずは制度の周知を図り、地区防災計画の策定に向けた機運を高めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 地域防災計画を見直してスタートしたばかりなので、すぐということは大変厳しいんだろうと思いますけれども、放置しておくことはできないと思いますので、具体的な計画策定、そしてその計画の具現化というものを目指して努力していただきたい。これはそんなにのんびりと構えていられないと思うので、できるだけ早く対応していただきたいなと思っておりますが、町長、その辺のお考えがあれば。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 前段の話だったんですけれども、この防災等に関する対応については、まずは2市3町で消防事務組合がありますけれども、そちらの広域行政の組合でできること、まずそちらはそちらで一つのいろいろなものの資機材を高めているということでもあります。ちょっと今、名前を忘れましてけれども、大きな車の中にゴムボートから何から一切入ったものが今、塩釜消防署の中にはありまして、そういったものが昨年等だったですかね、熊本なんかでもたしか応援にそれを持って駆けつけたということで、これは東北でも塩釜にしかないという、そういう貴重な車両も配備されておりますし、また、各消防署、松島消防署等にもそういった、この間はタンク車が新しく入れ替わりましたし、そういったことでいろいろなものは広域でできるものは広域でやっていただいて、また、私たち地元の自治体でやれることはまず自治体でやると。

先ほどカッター等々が不足しているということでもありますけれども、こういったことの操作のやり方、そういったものもいろいろ訓練しながら今後考えていかなければならないし、今年できるかできないかは別として、防災訓練の中でそういったものを使って皆様方にお知らせをするとか、そういったことを広報も含めて今後いろいろ計画していきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） やっぱり住民の生活、生命と財産をしっかりと守るということでは、広域でも整備するということが大事なことでありますが、町単独としてもいろいろ考えなければいけないと思っております。ただ、行政運営はそれだけでなく、かなり広いわけで、1つだけを考えるわけにはいきませんので難しいところがあると思っておりますけれども、やっぱりその辺も頭の中に入れてながら進めていただくことをお願いしておきたいと思っております。

それでは、次に入りたいと思います。何年か前だったのかちょっと忘れてしまいましたけれども、消火作業の記録会に参加するためだったと記憶しておりますけれども、本町にも女性の消防団員というのが入団していた時期があったと記憶しております。記録会に参加するだけで限られた人数の女性団員だけではおかしいのではないかなというような声もあって、いつしか何か女性の消防団がいなくなったような気がしておりました。

しかし、現在は男女共同参画社会となって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会となっておりますので、そうした状況もあって、消防庁は令和元年12月の通知で消防団員に占める女性の割合について、

令和8年度10%を目標としつつ、第4次男女共同参画基本計画では当面5%とする目標を掲げております。しかし、令和元年4月1日現在では3.2%であるため、令和9年3月末日までに消防団員に占める女性の割合が10%に達するよう積極的に取り組むとともに、女性団員が所属していない消防団においては令和4年3月末日までに消防団員が所属することとなるよう、早急に取り組むことも求めています。

本町の女性団員は何人かおったと思いますけれども、今現在、女性団員は何名がいて、率にすると何%になっているのか、お知らせいただければとありがたいと。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 本町における女性消防団員につきましては、現在1名ということになっております。率にすると、4月1日現在では0.5%ということになってしまいます。

災害時には女性に配慮した活動も必要であり、近年、女性消防団員の重要性が増しているということもありますことから、各分団や婦人防火クラブ等とも協力しながら女性消防団員の確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 男性の消防団員も成り手がなくて困っているという現状で、なかなか女性の団員というのは確保することは難しいんだと思いますけれども、今、危機管理監が言ったように、いざ災害が起きたときに女性の視点から見る避難所の運営とか、そういうものでは非常に女性の感覚が求められておりますので、何とか努力して率のアップを図ってほしいなと思います。

ただ、この何というんですかね、もしこの率に達しないときには何か罰則か何かあるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今のところ罰則があるということは聞いておりません。

ただ、様々な装備品ですね、消防協会とかで寄附を受けた車両とかを配布する際に、女性消防団員の加入率とかを要件としているというようなことはあります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何か、よく詳しくは分からないですけども、専門的な立場からいろいろな団員として任命することもできるんだというようなことを聞いたような気がするのね。例えばOBの消防団とか、そういう女性の、婦人防火クラブから任命するとかなんか、いろ

いろなことがあるようなふうに聞きました。だから、そういうようなやり方でもしかしたらできるのかなと思ったりするんですが、やっぱり今0.5%を3%に上げるのも大変だと思うんですけども、努力していただいて頑張っていたかかないと、そうした女性の視点から見る社会参加というんですかね、避難所ばかりじゃなくいろいろな面で必要な時代でありますので、ひとつ努力していただきたいということを要望しておきたいと思います。

何か町長、いい考えはないんですかね、これ。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 過去の話で、私が議員になったときの出初め式には女性団員がたしか3名いたというのは記憶しております。まといの前に2人が走ってきて、右左に分かれて団員が入場行進をするわけでありますけれども、そういった光景も見ておりますけれども、今は現状1人ということでありました。

これも昨年ですかね、入っていただいたので1人、今いらっしゃるといふことでもありますので、今後こういった方々の友達なんかにもいろいろお声がけしていただいて裾野を広げていただければなというふうに思います。

2市3町のデータを見ると、実は七ヶ浜が、団員が男性は166人で女性の方があと12名というふうに報告を受けております。七ヶ浜に関しては結構女性の方も2市3町の広域の防災訓練でもいろいろな活動でやられておりますので、そういったところが一つのモデルというか、参考になるのかなと。

それから、塩竈市そのもので昨年14名というふうになっています。ただ、ここは男性団員が62人しかなくて、今現在76人ということでもありますので、団員そのものも少ないということもありますけれども、松島は2市3町の中では団員が一番多い中で女性は1人ということでもありますけれども、これが1人、2人と増えていただきますように今後いろいろ取り計らっていきたいというふうには思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 小さな自治体で消防団員が少なくて大変なので、役場職員なんかも消防団員に入団してもらっているところもあるというようなお話も聞きますよね。200名の中に女性1人ではあまりにもかわいそうだなという感じがするんです。差し当たってどうなんでしょう。女性の職員が消防団に入団してもらって、何かそういう輪を広げていくというようなやり方もあっていいのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 自治体で公務員が、前は消防団員がどうのこうのと、なれたのかどうか、私は分かりませんが、今はなれると。兼ねることができるというふうになっているようでありまして、だからといって女性の職員がどうのこうのと、では男性職員はどうなのかということもありますけれども、それは行政としての考え方をまずはどういうふうにするかということだと思っております。

まずは今、正直言ってうちの町もこれまでの団員のこの経過を見てみると、磯崎地区のように若手の方々がもっと入ってくると一気に定数が増えるというふうになった傾向もこれまでであるわけでありまして、何かのきっかけで何かそういうことが例えば女性の方々に起きて、4人、5人と一気に増えると、その中でいろいろなお話し合いができて、それはそれで活動とかがもっと広がってくるんだろうというふうには思いますので、そういう意味で各地域とまずは行政の方々をお願いしながら我々も一緒に活動してまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 難しいことではあると思っておりますけれども、努力していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨の対応をはじめ、急を要する消防団活動のために、消防団員がやむを得ず自家用自動車などを使用して出動し、当該自動車などに被害が生じる事例が相次いでおります。このような状況を踏まえ、令和2年4月1日から消防団員の災害出動などに伴う自家用自動車等の被害について補償する共済制度を導入しております。市町村において積極的な加入を検討することとなっており、加入促進をすべきと思いますが、団員マイカー共済の加入について伺います。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 消防団員のマイカー共済につきましては、昨年4月からの制度開始ということもありまして、現在のところ県内の自治体における加入実績というのがないというような状況になっております。

本町におきましても、マイカー共済に加入して消防団員に安心して活動に当たっていただきたいというところではございますが、1人当たりの負担金、いわゆる掛金ですね、こちらが普通車で最低1人3万8,810円ということの予算がかかることで、こういったことの理由によりまして現在のところは加入のほうは考えていないというような状況でございます。

消防団活動における自己所有の車が損害を生じた場合は、現行の制度において自動車等損害見舞金支給事業というものがあるんですけれども、10万円までの見舞金制度があるというこ

とになっております。こちらの制度面の周知を図りながら、消防団活動面での安全管理の徹底を図るとともに、マイカー共済の制度面や運用方法、さらには各自治体の状況などを今後注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 県内では導入していないということのようでありまして、櫻井町長は町村会の会長になりました。先頭を切って導入するという方法もあっていいのかなという気がします。全部3万8,000円を町で持つわけでないと思います。

共済事業に関する支払分担金については、令和2年度より特別交付税措置を講じていると報道されておりますので、加入すればその負担金、交付税措置されるのではないのかなというふうに思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） その特別交付税措置されるというものについて、昨年の制度運用開始のときに情報が入ったんですけれども、その際、令和2年度は特別交付税措置2分の1ということでの話で、宮城県消防課等にも確認しましたところ、令和3年度についてはそのような通知が来ていないという状況なもので、現在のところは財源としては一般財源になるのかなというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何で令和2年度にあって、令和3年度になくしたんでしょうね。一生懸命進めておきながら、そういうことでは困るなと思うんですけれども、町村会なり県を通じてそういうものは国に要望する、要求するということの行動は起こしていないんでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町村会でこういう消防団のマイカーとかどうのこうのという話題は、私はちょっと記憶していないと。私が知っている範囲内ありますので。

ただ、これは今後どうなるか分かりませんが、ただ、令和3年4月15日付で総務省がいろいろ消防団の成り手がいないからいろいろ処遇改善して今後やりなさいみたいなお話を急にぼんと立ち上げる、立ち上げるんだけど財源などがついてこないというのが、この頃国ではよくある手なので、やっぱりそこはちょっと気をつけていかないとまずい。だから、令和3年6月現在、県内どこの自治体もこれ、加盟していないんだろうというふうに思うんですね。もっとこの内容が熟知されて、それで国税措置としてきちっとその2分の1なら2

分の1が来ますよということが確定されてくれば、またいろいろな変わった考え方も出てくるかと思いますが、例えば団員が200名いれば200台の車というふうに考えなければならぬし、そうするとそれをさっきの管理監からの1台当たりの保険料額を掛けただけでも、それはみんな町の予算でやりなさいと言われると、これがもう毎年継続していくとなるとなかなか厳しいところがあると。それが2分の1なり、もしくはそれ以上の金が国のほうからきちっと担保されるのであれば、またそれはそれで考えなければならぬだろうし、議員は今後そういったことについても要望していきなさいというのが多分結びだと思えますけれども、こういったことが出てきたのかどうか、首長さん方の意見も今後聞いてみたいと思えますし、もう一つ、2市3町の消防署の署長がこういった内容をどこまで把握しているのか確認して、広域行政の中でもそういったことが話題となって出てきて、いろいろなところに発展していきけるようになっていければいいのかなというふうには思っております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何ですかね。やっぱり災害が起きたときに消防団員の方々はやっぱり車ばかりじゃなくて、自分の生命をかけて救助だったりそういうものに当たるわけで、本来ならば令和2年度にあった交付税措置を、なくなったからと黙っていていいのかといたら、そうでないと思えますよ。やっぱりそこは各自治体の首長さんたちが大きな声を上げて国に要望していくということをしないと、上で決まったものだから我慢しましょうみたいな、じゃあそれはできませんねという話では駄目だと思うんです。そこはやっぱり国民の声だったりそういうもの、みんなで声を上げていかないと国はそんなに動いてくれないと思うんですよ。

ですから、難しいかもしれないけれども、そういうものを積み上げてやっていかないと、なかなか実現しないと思うので、車、今から電気自動車だのなんだのと高い車、300万円も400万円もするもの、ペアにして、10万円をもらって、何で、それでいいのかと思うと、決してそうではないと思うんですよ。

去年、おとしだったですか、町の職員の人たちも自分の車を駄目にした人がいっぱいいたんでしょう。6人だか7人だか、いたかと思ったけれども、そういうものの保険はないんですか。話、全然違いますけれども。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ありません。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　そういうものもないなら「ない」と答えるだけでなく、やっぱり何とかしてくれというようなこと、声を上げていかないと、やっぱり実現しないんでないかなと思っているんです。

松島町は実際こういうふうになりましたと。職員がこれだけ車6台をなくしましたというような事実を報告して、そして何とかしてくださいと、法律で何とか守ってくださいというようなこと、行動しなければ実現しないんでないかなというふうに思いますけれども、急にそんなことを言ったって実現するわけでないと思いますけれども、そういうような声を積み上げて何とかその団員の方々のマイカー共済に加入できるような努力をしていただきたいというふうにお願いしておきたいというふうにお願いして、私の一般質問を終わります。

よろしくご検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君）　11番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中ではございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は11日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、6月11日午前10時です。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後4時22分　延　会